

2021 年度

学士論文

現代における非本質主義的連帯の可能性
－社会運動理論の統合と日米における事例研究－

一橋大学社会学部

4118165k

濱中 凧

指導教員 田中拓道

目次

序論　本稿の目的と概要	1
第1章 社会運動論の批判的検討	4
第1節 本章の目的	4
第2節 行動論	5
第3節 資源動員論と不平不満不要説	10
第4節 政治的機会構造論	15
第5節 集合行為と集合的アイデンティティ：アルベルト・メルッチの総合理論	18
第6節 事例研究の分析枠組み－フレームと政治的機会構造	22
第2章 性暴力被害への抗議運動と非本質主義：日米の比較分析	27
第1節 #Metoo とフラワーデモ：展開と帰結に関するオーバービュー	27
第2節 運動を取りまく政治的機会構造：制度的資源の欠如	30
第3節 運動形態とフレーミング	34
a. 運動形態	34
b. フレーム分析	35

第4節 非本質主義的連帯の可能性：他言説との接合と CMC の特徴.....	43
終章 非本質主義的運動によって明らかにされる権力関係.....	49

序論 本稿の目的と概要

本稿の目的は、社会運動の形態及びそれを扱う社会科学の諸理論において長く前提とされてきた連帯と本質主義の結びつきに疑問を呈すること、ならびに、それに代わって非本質主義的連帯が今日最も有効な運動の形態であることを示すことである。

外部によって規定された属性やアイデンティティのカテゴリに基づく抑圧と、それに抗議する社会運動は、時代を超えて今もなお存在し続ける。人種やエスニシティ、ジェンダーなどに関する抗議運動は、世界各地で進行中である。しかし、それらの運動には大きな違いが存在する。ある運動が大規模な動員に成功し、政治的变化をもたらす一方、ある運動は内部の分裂、あるいは外部との摩擦により消滅してゆく。本稿は、そうした違いをもたらす要因を明らかにする試みである。組織が利用可能な資源のみに原因を帰するのではなく、運動の形態そのものに要因があることを明らかにする。

この試みにとって1つの道標となるのが、ポスト・モダニズム、とくに M.フーコーや J.バトラーの議論である。フーコーの視点とニーチェの系譜学的手法を引き継ぎ、ラカン派を読んだバトラーは、アイデンティティの構築性を明らかにした。彼女は、ジェンダーやセクシュアリティ、ひいては客観的事実として疑われることのなかったセックスでさえも、言説によって構築されていると主張する（バトラー 2018）。換言すれば、本質的、前言説的な「主体」は存在しないということである。そうであるならば、存在しない本質的主体、抑圧されていない本来的な主体を「解放」することをめざす連帯の形態には問題があるのではないか。バトラーはそうした政治を「統一の先物買い」（バトラー 2018）と呼んで批判する。あらかじめ定められたテロスを目指す連帯の政治は、運動の過程において新たなアイデンティティが出現する可能性を事前に閉ざしてしまう。いかにその目的が抑圧からの解放であっても、運動それ自体が抑圧的となることは避けられず、分裂や軋轢を招く（バトラー2018 pp.39-44）。例えば、本来的な「女」の解放を目指すマルクス主義フェミニズムの「家父長制」への還元主義は、それが解放されるべきはずの支配構造の、架空の普遍性を志向することであるとされる（バトラー 2018 p.23）。彼女によって呈された本質主義への疑義をとりこみつつ、本稿は社会運動論の諸理論を、事例分析を含めて批判的に検討する。ただしここで行うのはあくまで本質主義「的」な社会運動に対する非本質主義「的」な社会運動の優位性を示すことであって、構築主義と本質主義の哲学的な意味については論じない。また、構造的要因や権力関係に関する議論を批判するものでもない。そのため、主張やフレーミングが本質的とみなされれば、本質の存在を否定しながらも戦略として本質主義をとる戦略的本質主義など、主体のとの立場に関わらず本質主義的運動として扱う。

社会運動と本質主義は長きにわたって結びついてきた。民族運動や人種に関わる運動はもちろん、本稿が扱うフェミニズム運動においてもそれは顕著であった。「～を解放せよ」「～を取り戻せ」といったスローガンはよく使われる。例えばウーマンリブ期における「闘う女性同盟」発行のパンフレットの一つは「完全なる〈女〉の復権のために変革

主体・革命主体の創出を」と題されている（井上 et al. 2006 p.150）。「完全なる女」というあるべき主体を取り戻すことが目的とされる。カテゴリに基づいて抑圧されているのならば、そのカテゴリを解放せよというのは一見自然である。しかし本稿が理論的及び実証的に示そうとするのは、そうした戦略がもはや有効とは言えないということである。本質は存在するかどうかに関わらず、動員ができないのである。

本研究が、前出のようなアイデンティティの理論をも扱おうとするのは、社会運動論の分裂に批判的立場をとるからである。資源動員論などの動員論と、相対的剥奪モデルや、いわゆる「新しい社会運動論」などの集合行動論は、異なる領域を扱うものであるとされる場合が多い（cf.塩原 1989）。前者は運動の過程や結果が、後者は運動それ自体の意味が研究対象であるとされる。しかし、こうした「棲み分け」は合理的でないばかりか、社会運動の全体的な把握を妨げ、理論の射程を狭めてしまう可能性がある。いわゆる不満不要論に見られるように、帰結を考えるのに必要なのは「資源」や「政治的機会構造」だけであり、人々が持つ不満や運動の扱う主張は重要でない、というのは一面的な運動理解である。そのため、本稿は双方の諸理論を批判的に継承する。

本稿は主に、第1章の理論編と第2章の実証編によって構成されている。以下にその概要を記す。第1章では、これまでの研究の理論的検討を行う。第1節においては、非本質主義的連帯の優位性を示すために、なぜ総合的な理論が求められるのかを示す。第2節では、集合行動論の理論的系譜に位置づけられる諸理論を批判的に検討する。ここでは、伝統的な社会運動理論が依拠してきた理論的前提、すなわちフラストレーション・モデルを、資源動員論的視点をを用いつつ批判する。第3節では、主に資源動員論を扱う。その伝統理論に対しての批判が一定の有効性を持つことを示しつつ、不満・主張の内容的軽視と、組織への過度な志向が現代の運動を扱ううえで大きな障害となることを示す。第4節では、主にキッチェルトに注目して、政治的機会構造論を取りあげる。資源動員論の組織志向に対する反省から外部の環境との関わりを重視するが、それが行う分類は現代社会において不十分である。第5節では、主にメルッチによるアイデンティティの理論を扱う。「新しい社会運動論」として集合行動論の系譜に位置づけられることの多いメルッチであるが（cf.濱西 2016）、集合行為におけるアイデンティティの重要性を理解した上で、資源動員論を読み直した、いわば総合理論と捉えられる。本節ではその視点を以て諸理論の検討を試みる。本章の最後となる第6節では、前節までの理論的検討を踏まえて非本質主義的連帯の可能性という仮説を提示しつつ、本稿の理論的位置づけを示す。さらに、第2章における事例研究を行うための方法として、フレーミング分析を取りあげる。

第2章においては、事例研究を行うことで非本質主義的連帯の優位性を実証的に示す。取りあげるのはアメリカにおける #MeToo 運動と日本におけるフラワーデモである。両者を取り巻く環境は大きく異なるにもかかわらず、ともに政治的なインパクトをもたらすことに成功した。そこには非本質主義という共通の要因があったことが示される。第1に、両者がともに制度的アクセスを欠き、それ故に運動自体の性質が重要であること

を示す。第 2 に、運動の形態及びフレーミングをそれぞれ分析し、非本質主義的性質を明らかにする。フレーム分析の対象となるのは、ソーシャルメディア上の投稿と集会におけるスピーチである。第 3 に、非本質主義が大規模な動員を可能にした理由が考察される。ここでは、CMC (Computer-Mediated Communication) によって規定された現代の社会において、非本質主義的フレーミングが非実体的で包摂的な集合的アイデンティティの構成を可能にしていることが示される。

終章では、1 章及び 2 章の要約が示される。また、非本質主義的連帯の「意味」に関する若干の考察が加えられる。

本章の最後に、冒頭の問いと仮説を改めて呈示しておく。現代の社会運動が政治的に成功するために必要とされるのは、非本質主義的連帯である。既存の社会運動が自明の前提としてきた本質主義的な解放や闘争は、現代においては有効性を欠き、より大きな連帯と政治的影響を妨げるものである。

第1章 社会運動論の批判的検討

第1節 本章の目的

本章では、社会運動に関する社会科学の諸理論を、四節に分けて検討する。あくまで非本質主義的連帯の有効性を示そうとする実証的な本研究がその大部分を理論的な検討に充てるのは、次の二点に反論する必要があるためである。一点目は、社会運動の実証的分析は、不平不満や運動の主張するところを対象とする必要がない、という主張である。これは主に資源動員論による。反論には、不平不満不要説の根拠とされる、相対的剥奪論等の伝統理論に対する資源動員論の批判が不十分であること、及びアイデンティティの重要性を示す必要がある。そのためには、スメルサーやガーといった古い理論にさかのぼった検証が不可欠である。二点目は、キッチェルトの政治的機会構造論における、クロズドな政治的入力構造を持つ国では、対決的な戦略（すなわち敵と味方を作る本質的な戦略）がとられる必要がある、というものである。それに対して反論を行うには、キッチェルトが何を想定していたのか、時代的バックグラウンドを含めて理解しなければならない。以上の理由により、本稿は理論的検討に大きな紙幅を割くことになる。ここまでのいわば「総合化」は、かえって争点を分かりにくくし論理の明晰さが失われるとの批判が予想される。しかし、社会経済的環境の変化に伴って構造が複雑化した現代の運動を扱うには、総合的な理論が必要なのである。

各論を始める前に、本稿において社会運動とは何を指すのかについて議論を加えたい。曾良中清司の指摘によれば、その定義は意図的な拡大を続けてきた。かつて社会運動とはプロレタリアートによる階級運動であった。しかし、20世紀にナチズムや植民地の抵抗・独立運動などの経験を経ることによって、労働者階級と社会運動の必然的な結びつきが絶たれることとなった（曾良中 1996 pp.1-5）。そうした変化にも関わらず、社会運動には組織が必須であるとの認識は依然残った。1977年発表のジョン・マッカーシーとメイヤー・ゾールドによる論文“Resource Mobilization and Social Movements: A Partial Theory”は、社会運動と社会運動組織の違いを認識し両者を明確に定義づけている（cf.第2節）。しかし、後者は前者の選好を形づくる必須のものとして描かれており、結合は強固である（McCarthy and Zald 1977 pp.1217-19）。一方で本研究が扱うように、現代において組織的でないながらも変革（あるいはその阻止）を求める人々の動きは高まっている。濱西栄司の指摘にもあるように、社会運動理論が同時代の運動と向き合うことを旨とするならば、そうした運動をも扱う理論的な包括化が必要である（濱西 2016 p.12）。

上述した理由により、本稿では「労働者」や「組織」そして革命などの「社会秩序の根本的変革」を社会運動の条件として含めない。ここでは、社会運動を「社会の成員の側における、不満足な状況を変革するための、あるいは満足な状況の変革を防ぐための、ある程度持続的な集会的努力」と定義しておく。これは前出の曾良中の論考における定

義¹に変更を加えたものである。「一定社会」を「社会」としたのは、社会は成員からしても静的なものではなく、流動的な存在と想定するためである。また、「組織的努力」を「集合的努力」としたのは、組織は社会運動の必須の条件ではないという上述の理由による（曾良中 1996 p.4）。またこの定義は、一般に広く受け入れられている社会運動観とも整合的である。日本最大のナショナルセンターである連合はそのウェブサイトにおいて、社会運動とは「社会問題の解決や、社会の制度や仕組み等の改善を目的として行われる運動」（連合 2021a）であると紹介している。連合が共産党とは距離を置く組織であることは考慮すべきではあるが、労働組合組織で運動の企画を取り仕切る部局であっても、「組織」や「労働者」を必要条件としていないのである。こうした状況の中で組織などに固執する守旧的態度は合理的とは言えない。こうした社会運動の定義の拡張は、現代社会における集合行為をより広い視野で観察することを可能にする。伝統的な社会運動観にそぐわない行為を、「社会運動ではない何らかの群衆行動」とするのではなく、あくまで社会運動の定義を拡張することによって、これまで蓄積されてきた種々の研究の多様な視点からの観察を可能にする。さらにそれは社会運動論のアップデートにもつながりうるものである。

第2節 行動論

ここで「集合行動論」として扱われる理論は、社会心理学的要因に着目したもの、および構造的要因に着目したものに大別できる。その両者に共通するのは、「なぜ」社会運動が起きるのかを説明することはできるが、「どのような」過程や帰結を生むのかを説明することは困難である、という点である（メルッチ 1997 p.10）。「伝統的」アプローチと呼ばれることからわかるように、集合行動論は長期にわたって蓄積されてきた。J.S.ミル、K.マルクスやE.デュルケーム、また近年ではJ.ハーバーマスやC.オッフエも行動論に位置づけることができるだろう。本節では、主にフラストレーションを社会運動の生起に結びつける理論に対して、資源動員論の視点を以て批判を行う。

大きな影響力を持ったのが、相対的剥奪モデル（Relative Deprivation Model: RD）と呼ばれるものである。その代表的論者として、N.J.スメルサーと T.R.ガーがいる。相対的剥奪とは一般に、期待に対して現状が劣位にある状況を指す。そのため、同等の現状であるならば、期待が大きいほど相対的剥奪度合いは大きくなるとされる。この概念が明確に表現されたのが、第2次世界大戦中のアメリカ兵に関する調査報告 *American Soldier* (Stouffer et al. 1974) であるが、トックヴィルやデュルケームの思想にもみられる（高坂 2009 p.121）。ガーやスメルサーといった社会運動論の研究者は、この相対的剥奪という状況こそが社会運動を生み出すとした。

¹ 社会運動とは、「一定社会の成員の側における、不満足な状況を変革するための、さもなければ満足な状況の変革を防ぐための、ある程度持続的な組織的努力」（曾良中 1996 p.4）であるとする定義。

ここでは、第1に、相対的剥奪モデルの基本的視座を提供するガーを取りあげ、資源動員論が援用するオルソン問題の視点から批判を行う。第2に、不平不満から集合行動にいたる直線的な理解への批判を取り込んだスメルサーを取りあげ、なおも問題は解決されていないことを示す。これらより、動員という中間段階をとらえられない行動論の問題が明らかにされるとともに、オルソンによっては不平不満の不要が導かれないことを示す。

ガーは、その著書 *Why Men Rebel* (1970) において、相対的剥奪を、人々が得る権利を持っている (rightfully entitled) と信じるものと、実際のケイパビリティ (得られる、あるいは持ち続けられること) の差であるとし、「矛盾」もこの特殊な形態であるとしている (Gurr 1970 p.24.44)。この相対的剥奪状況はフラストレーションを高めて革命の前段階を用意し、政治的暴力の噴出を招く (Gurr 1970 pp.22-56)。ガーの理論においては、相対的剥奪から行為に至る道筋が単線的に描かれている。①相対的剥奪がフラストレーションを生み、②フラストレーションが集合行為を生む。①に関してはオーバーショールが有用な指摘を行っている。相対的剥奪がフラストレーションを生む、という主張が有効性を持つためには、相対的剥奪の状況が認識される過程を明らかにしなければならない。それを行わなければ、困難な状況であるから不満がたまるのだという当然の事実を繰り返しているにすぎないことになる (オーバーショール 1989 pp.72-3)。相対的剥奪の状況を認識する過程とはすなわち、自らの状況に対する比較対象を選択し、比較することである。「相対的」剥奪であるから、その基準となる期待は何によって生じ、あるいは何が比較対象とされているのかを理解しなければならない。そうした作業が行われていない場合、相対的剥奪モデルはそれまでの崩壊理論と何ら変わらないものになってしまう可能性がある。

しかし留意すべきは、ガーが運動を外部とのかかわりの中で捉えようとしていたという点である。例えば、相対的剥奪を強める期待上昇の要因の一つとして、「新たな生活様式への暴露」 (Gurr 1970 p.93) が挙げられている。自らの生活レベルに変化がない場合でも、他集団などの相対的高位にある生活に触れることで期待が上昇するという (Gurr 1970 pp.)。例えばこの説明は、絶対的尺度で見れば確実に改善してきているはずのジェンダーギャップに関して、抗議が下火になるどころか次々に生起しているという事実をうまくとらえることができる。それはまた、行為者のアイデンティティが、自らの置かれた状況のみならず、外部世界によっても規定され得るという重要な可能性を示している。こうした、外部の状況が作用を及ぼすという視点は、彼の批判者である資源動員論者の多くには欠けているものであり、本稿においても重要な役割を持つ。

②の過程、すなわち不平不満が集合行為を生む、という多くの伝統理論に見られる想定に対する批判に用いられる理論の一つに、M.オルソンによるものがある。これは経済学において一般に「オルソン問題」や「フリーライダー論争」と呼ばれる。共通の利益を持つ集団においては、「欲求度の低い成員による、欲求度の高い成員の『搾取』という驚くべき傾向」 (オルソン 1983 p.31) があるというのである。社会運動の文脈において

いえば、運動の成果（＝集合財）は、いったん供給されてしまえばある個人や集団をその享受から排除することが困難である。例えば、社会運動が選択的夫婦別姓の制度化という成果を生んだ場合、夫婦別姓を選択できるのは運動の参加者に限られない。運動への参加というコストを支払った人々とそうでない人々で受け取る便益は等しい、という不釣り合いな状況が生じるのである（オルソン 1983 pp.29-31）。不平不満を持つ個人は、運動に参加せず他人の運動の成果を待つ方が合理的である。しかし、個人の合理的な行動によって、集合財の最適な分配達成が妨げられる。それが達成されるためには、限界費用と限界便益が等しくなければならず、そうでない場合、費用を支払っていた人々もそれをやめてしまう（オルソン 1983 p.28.）。この傾向は集団が大きくなるほどに深刻となる。ある個人が支払うコストが、集合財の供給に与えることのできる影響が小集団と比較して小さくなるためである（Olson 1990 pp.152-3）。「バケツで洪水を止めようとするものは聖人ではなく変人である」（Olson 1965 p.64）とあるように、特に国家レベル、あるいはグローバルなレベルにおいて、不平不満や利害だけでは社会運動への参加を説明することは困難である。オルソンの指摘は、ガーに見られるような、不平不満から集合行為への参加に至る単線的な理解に対して妥当な疑義を投げかける。また、マルクス主義の素朴な前提としてメルッチが指摘する、利害が行動をもたらすとの認識にも同様に有効な批判となる（メルッチ 1997）。いずれにしろ、利害や不平不満と集合行動の間にある何らかのメカニズムを理解することができなければならない。この点に関して、次に扱うスメルサーには一定の試みがなされている。

オルソンの指摘の妥当性をもって、不平不満不要説の根拠としてはならない。オルソンの議論から言えるのは、あくまで「不平不満のみ」によって運動が引き起こされるものではない、ということだからである。第2節において資源動員論への反論を扱うが、社会運動とフラストレーションを切り離すことは合理的でない。

ガーと同時代のスメルサーは、相対的剥奪論の立場に立ちながらも、不平不満と集合行為を一直線上にあるものとは理解しない。彼の理論の根幹にあるのは、経済学における価値付加の論理（The Logic of value-added）（Smelser 2011 c.1962 p.13）である。スメルサーが例として用いるのは、鉄鉱石が採掘されてから自動車として完成するまでに、様々の加工段階を経ることである。各段階は、自動車という製品の「決定要素（Determinants）」（スメルサー 1973: Smelser 1998 c.1962）とされる。鉄鉱石は、鉱物の姿で存在する限り、その製品化について多くの可能性を持つ。鍋になる、あるいは有刺鉄線になる、といった場合も考え得る。しかし、それが製錬や精錬という決定要素を経て板状の鉄鋼になったとたん、有刺鉄線という可能性は排除される。決定要素が価値付加を行うたびに、製品のありうる姿は限定的になる（Smelser 1998 c.1962 pp.13-4）。

スメルサーはこの経済学的視点を社会運動に適用する。社会運動のような集合行為がある姿で生じるためには、多くの決定要素が必要となる。決定要素の重要なものとして、次の6点が挙げられる（スメルサー 1973 pp.18-21）。

①構造的誘発性：貨幣経済がもつパニックの起きやすさなど、構造的な特徴

- ②構造的緊張：例えばグローバル化がもたらす相対的剥奪の高まりなど、構造がもたらす緊張関係
- ③一般化された信念の成長と普及：これについては以下詳細に論じる
- ④きっかけ要因：黒人に対する景観の暴行など、①-③を行動に結びつける具体的な事象
- ⑤参加者の動員：主にリーダーの言動
- ⑥社会的統制：司法・行政権力からメディアまで、統制要因が集合行為に際して実際に行う振る舞い

これらが結合することによって、社会運動のあり方が規定される。ただし、スメルサーは、前出の鉄鉱石と自動車の例において、塗料が鉄鉱石の採掘に先んじて存在する可能性もあると述べている（Smelser 1998 c.1962 p.14）。①-⑥は、その前段階の決定要素の存在と因果関係にあるわけではないことに注意が必要である。そのような理解をする場合、構造が不満を生み、不満が行動を生むというガーの理解を単に詳細に記述したに過ぎなくなる。①から⑥は、その順に結合される必要があるとしても、その順に発生するというわけではない。同時に、あるいは③が①に先行して発生することも可能である。あくまで社会運動は多種の決定要素によって規定されているということを強調することによって、ガーらとの位置づけの違いが明らかとなる。

上記の決定主要素のうち、ここでは現代における③に着目する。構造主義的なスメルサー理論においてさえ、行為者のアイデンティティとその社会とのかかわりの重要性をみてとることができるからである。「一般化された信念」とは、社会的状況の原因を何に帰するか、どのような行動が可能か、といったことに関する、社会一般で受け入れられる言説としてとらえることができる（スメルサー 1973）。一般化された信念は、社会現象に関する不確定な状況を再構成する（スメルサー 1973 p.103）。

例えば 2021 年 8 月 6 日、東京都世田谷区を走行中の小田急線車内において、複数名の女性が切りつけられる事件が起きた。被疑者が「幸せそうな女性を狙った」と供述したと報道されると、ネット上で事件を「フェミサイド」であるとして抗議する投稿が多数なされた（毎日新聞 9 月 22 日付 東京夕刊）。一連の投稿を社会運動であるとして多角的に分析することができるが、ここでは事件後の過程をスメルサーの視点で見てみたい。発生当初、事件の社会的意味は不確定である。動機が報道された時点でも、依然不確かさは残る。事件発生の原因を帰することのできる先はいくつかある。一つには、被疑者個人の精神状態や性質を批判の対象とすることが可能であっただろう。また、「幸せそうな」といった文言から、貧困やいじめといった構造的要因を推測することも可能である。「女性を」という言葉からも、やはり個人的なトラウマを想起する人もいたであろう。しかし本章第 5 節で扱うスノーとベンフォードに倣って表現するならば、多数の人は「女性であること」を理由にしたフェミサイドであると、「診断 (diagnose)」したのである（Snow and Benford 2000）。その背後にあると推測されるのが、「女性は、その性だけ

を理由にして殺される」というある程度一般化された信念であろう²。一般化された信念は、事件とそれを取り巻く社会的状況を再構成した。それによって不確かな現状に対し、多くの人々が抗議するというある種の集合行為を可能にしたのである。この点においてスメルサーの分析は有効だといえる。本稿が第2章で行う事例分析においてもこの視点は重要な役割を担い、フレーム分析という手法をとることの裏付けとなる。

ただし、スメルサー理論は行為主体の取り扱いに関して重大な問題をはらんでいる。第1に、行動論の大部分について言えることではあるが、スメルサーもまたオルソン問題を免れることができない。スメルサーは、ガーとは異なり不平・不満が直接的に行動につながるとは考えていない。様々な「決定要素」が結合する必要性を認識している。しかし、どのように人々が動員されるのかについては十分な説明を与えない。

第2に、スメルサーは、行為主体のアイデンティティが構築される過程を十分に説明しない。彼の考察は、一見アイデンティティ構築を描いているかに見える。しかし、上記の通り、ここでの行為者とはあくまで不平不満を持つ人々である。そうした人々が構造的緊張によって生み出された問題の不確かさを克服して状況を解釈することを助け、行動に導くのが一般化した信念なのである（スメルサー 1973 p.103）。ここから読み取れるのは、一般化された信念と、不平・不満は相互作用の関係にあるとは想定されていないということである。一般化された信念は、それが「一般化」されているとはいえ、成員がそれを受け入れるという過程を経なければならないのであり、それは心理的なプロセスに他ならない。そのため、個々人の不平不満が、それをもたらす状況は不正であるという一般的信念の形成を導くこともまたありうる。しかし、スメルサーにおいては、一般化された信念はあくまで所与のものである。すなわちスメルサーに欠けているのは、社会と行為主体の相互作用という視点である。社会（一般化された信念）は、常に行為者によって規定されるのみならず、社会もまた行為者を規定するのである。それらは静的で所与のものではない。流動的で、常に構成しなおされているというべきである。このことは本章4節のメルッチによって明らかにされる。

ここまで、相対的剥奪モデルを題材に、行動論と呼ばれる理論について検討を行ってきた。その結果明らかになった問題点は以下の2点である。第1に、構造的緊張が不平不満を生み、不平不満が集合行動を導くという単線的理解である。すなわち、いかに動員されるかを説明しないのである。これは、スメルサーにおいても依然未解決といえる。第2に、あらゆるものが所与とされていることである。行為主体や一般化された信念などはいずれも固定された確固たる存在である。それらが流動的であり、常に構成されることが認識されていない。一方で、後述の資源動員論が批判の根拠としたオルソン問題からは、直ちに不平不満の不要が導かれるものではないことも確認された。これによ

² フェミサイドに関しては学術的にも研究が進みつつある「現実」であり、「信念」ではないという妥当な批判が予想される。しかしここでは上述した定義に基づき、社会的状況の解釈を行う言説として、「信念」と呼ぶことにする。

て、運動が何を主張するか、という点に関する分析の必要性が示唆される。

第3節 資源動員論と不平不満不要説

前節では、主に相対的剥奪論に重点を置き、伝統的な集合行動論を批判的に検討してきた。本稿では、それに対する批判から生じた資源動員論の検討を試みる。それによって、伝統理論に対する種々の批判の妥当性と、過度な組織志向の限界点が見られることとなる。

資源動員論の主張を、塩原勉は以下の四点に整理する。第1に、不平不満を運動発生の説明変数として用いてはならない。第2に、社会運動は社会心理的現象ではなく、政治的現象である。第3に、社会運動は組織現象である。第4に、社会が解体してアトム化した個人は動員し難く、連帯が保たれている場合の方が効果的な動員が可能である(塩原 1989 pp.4-5)。これらを前節の集合行動論と対比させると、その差異が明らかとなる。第1の特徴は、先に述べたオルソンによる問題提起そのものである(塩原 1989; 片桐 1989)。第2の点は、社会運動を非合理的なものとして扱うことに対する批判、第4の点は、デュルケームのアノミー概念に固執することへの批判として捉えられる。こうして、資源動員論が自らを伝統理論から明確に区別しようとしていることが理解される。資源動員論の内にも多様なアプローチが存在するが、上記の特徴は概ね当てはまるといえる(塩原 1989 p.4)。ここまでで、資源動員論一般の概要が明らかにされたため、これ以降マッカーシーとゾールドの論文を中心的題材に据えて検討を試みる。

“Resource Mobilization and Social Movements; A Partial Theory”の冒頭において提示された、資源動員論を伝統理論から区別する諸特徴は、前出の塩原によるものと多くの点で同じである(McCarthy and Zald 1977)。彼らの提唱する仮説を理解するためには語の定義を認識しておかなければならない。ここにおいて社会運動(SM)とは、「社会において何らかの変化を志向する人々の選好(preference)を表す、意見あるいは信念の集まり」(McCarthy and Zald 1977 pp.1217-8)である。ここでは集合行動が必須の条件とされていない。そうした選好が、いかなるゴールに到達すべきかを同定する公式あるいは複合的組織が、社会運動組織(SMO)である。選好の集まりが、ある目的をもって実際に運動として機能するためには、この組織が不可欠とされる。すなわち、社会運動組織は、社会運動に必須の構成要素である。社会運動は単一の組織から成り立つものではないということを明らかにするために、社会運動インダストリー(SMI)の概念が持ち出される。これはSMOよりも広い目標を持ち、複数の組織から構成される。例えば、日本野鳥の会とグリーンピースは、ともに目標・活動内容は異なるにも関わらず、広くは環境保護を訴えるという点において同じSMIに属するとみなされるだろう。最後に、社会運動セクター(SMS)は、選好や目標に関わらず、社会運動全般を含む広い概念である(McCarthy and Zald 1977 pp.1217-20)。

以上確認した理論的構成要素を踏まえたうえで、彼らの主張する仮説を取りあげる。

マッカーシーとゾールドによって提唱される1番から11番までの仮説に通底するの

は、「資源すなわち資金と時間が増大すれば、社会運動組織はより効果的な動員に成功する」という主張である。このうち第1の仮説では、「大衆とエリートの利用可能な資源が増大すれば、SMSが利用可能な資源の絶対的・相対的量も増大する」(McCarthy and Zald 1977 pp.1224)とある。これは、「資源が増えれば資源が増える」という同義反復のようにも思われるが、相対的剥奪モデルと比較すると重要な変化を含むことが分かる。なぜなら、相対的剥奪という認識的な状況は、期待と現実のギャップ、それも後者が劣っているという状況が生み出されなければならないからである。それによれば、社会運動は、例えば期待上昇の割合を超える社会経済的状况の上昇が起こっているような状況では発生し得ないのである。しかし資源動員論は、「運動を支持するだけの草の根的な不平不満はどこにでもある」(McCarthy and Zald 1977 p.1215)とし、資源を用いた動員こそが重要なのだと主張する。これは、伝統理論の構造主義的還元主義に対して有効な批判となる。緊張→不満→集合行動という構図にとらわれた伝統理論は、行為主体がいかに動員する(される)かという重要な視点を欠いていたのである。

上記のように、資源動員論が伝統理論にもたらした視座は非常に有効なものである。しかしながら、大きく三点が批判されなければならない。第1に、オルソンに拠っていること。第2に、組織を過度に重視していること。第3に、資源の概念が限定的であることである。これらを順に検討する。これらは塩原(1989)が指摘した資源動員論の特徴を持つ理論の概ねに当てはまるものである。

第1の点に関して、オルソン問題を根拠にして不平不満不要説を唱えることの危うさに関しては前節ですでに若干の指摘を行っている。ここでは補足を加えつつ、それを乗り越える可能性について、第2の点と併せて議論する。オルソンの功利主義的アプローチに対する批判として、ファイヤーマンによる論文"Utilitarian Logic in The Resource Mobilization Perspective"(Fireman 1977)があげられる。彼は、オルソンが、行為主体となる集団とは共通利益を有する人々であるとする一方で、選択的誘因が個人の参加費用を上回らない限り動員は不可能であるとしていることに矛盾を指摘する。前節で述べたように共通利益では動員を説明できないために、オルソンは選択的誘因を動員の要因としているのである。動員において唯一選択的誘因が重要だとすれば、集合財に無関心な人々も動員されうる。すなわち共通利益に関心を払う必要はないのであるが、この分析は市場において妥当でも社会運動には向かないとされる(Fireman 1977 pp.10-1)。社会運動のオーガナイザーは、特に運動の初期においては必ずしも選択的誘因の提供を約束しなくとも動員に成功しているからである(Fireman 1977 p.17)。不平不満不要説は、社会運動を過度に経済学に還元することによってもたらされたといえる。ここで見直されるのは、連帯(solidarity)や主義(principle)といった要素の重要性である。ファイヤーマンによれば、集合行為を活性化させる連帯は、次の5つの基礎的要素から成り立っている(Fireman 1977 pp.22-3)。

①友人及び親類

②組織への参加

③生活デザイン（日常生活における助け合い）

④従属/優越関係（誰に従うか、誰に優越するかを共有している場合）

⑤退出不可能性（すでに他者から集団の一部として扱われていること）

これらの要素を有している場合、人々は集団と連帯感を持つとされる。そうした集団が集合財の獲得を目指して行動を起こすには、二つの経路がある。一方は a:（集団に対する）忠誠（loyalty）を通じて、他方は b:（自己の主義に対する）責任（responsibility）を通じてである（Fireman 1977 p.38）。ここでも個人的利益は重要であるが、それはあくまで複数の変数の一つに過ぎない。集合財の獲得に緊急性があるとき、それが個人的利益と結びついた場合には b の経路、集団の利益と結びついた場合は a の経路によって人々は動員される（Fireman 1977 pp.38-9）ここでいう忠誠や責任とは、地位や属性といった単に事実に関する語ではなく、受け入れている文化的なコードおよび信念体系を指す（Fireman 1977 pp.39）。ここで示されたモデル（数学的な要約に関しては Fireman 1977 pp.47-57 Appendix を参照のこと）の重要な点は、選択的誘因によって人々が動員される場合も、それは忠誠や責任といったコードを通じてでしかありえないということである。ファイヤーマンは資源の重要性を否定せず、しかしそれが唯一の決定因であることを拒否した。ここから、人々の受け入れるコードと、運動のフレーミングがいかに共鳴性を持つかを分析する必要性が導かれるのである。

関連して、マッカーシーとゾールドは、自らがオルソンに依拠することを認めつつも（McCarthy and Zald 1977 p.1216）、彼に対して挑戦するような仮説を提唱している。仮説 3 には「潜在的受益者たる支持者の利用可能な資源量の如何に関わらず、良心の支持者が利用可能な資源の量が増大すれば、変化を志向する SMO 及び SMI はより発展する」（McCarthy and Zald 1977 p.1225）とある。ここに示されるのは、受益者でなくとも運動を支持し、推進力となる可能性があるということである。オルソンが、将来的な受益者が必ずしも集合行為に参加するとは限らないと述べたのと対照的である。これらは矛盾する命題ではないが、オルソンの主張を中心的命題に据える資源動員論者には見落とされがちな視点である。マッカーシーとゾールドが想定する良心の支持者（conscience adherents）とは、主に自由に処分可能な資源を十分に有し、それを直接的な自己利益を超えた集団の利益のために用いる人々を指す（McCarthy and Zald 1977 p.1225）。ここに、オルソン問題を乗り越える可能性が見いだせる。前述したとおり、ここで「資源」とは時間と金を指すが、それを潤沢に持つ人々は、十分な量の資源を規範的な判断の下に使用することが十分に認められるのである。同量の資源の限界効用は逡減するのであるから、所得や時間的余裕がある人々が、そうでない人々に比べて自己利益以外への支出を増やすことができるのはごく自然である。そうであるならば、仮に大部分の人々が十分に持つ、時間と資金以外のものが運動にとっての最大の「資源」とであるとすれば、不平不満を持つ人々は、相対的に大きなコストを払うことなく、十分な資源を投入することが可能だということになる。

本稿は、資金等に代わって現代の社会運動における最大の資源となりうるのは情報で

あり、それは所得等に関わらず、大部分が必要量を保有しているものと主張する。ここでの情報とは、専門知を指さない。インターネットに接続され、情報の即時的かつ双方向のやり取りが可能である状況を、情報という資源を有するとみなす。このような議論が可能となるのは、現代の人々が志向する運動形態を見ることによってである。

連合が実施した「多様な社会運動と労働組合に関する意識調査 2021」(連合 2021)は、社会運動の9形態別(cf.連合 2021b p.3)に、参加の経験及び意欲、またそれぞれに抱くイメージ等に関するアンケート調査の結果である(対象:15-64歳 n=2000)。上述したように、マッカーシーとゾールドが想定するような社会運動は、組織を基本とし資金等の資源が必要となるものであり、当該調査においては「デモンストレーション型」および「ボイコット型」がそれに当てはまる。これらへの参加経験は2.9%及び、2.0%となっており、他の形態に比べ著しく低い。組織の資源が不足しているために動員・実施が困難であるという可能性は指摘され得る。しかし、デモンストレーション型の参加意向率は12.7%と、署名・ネット署名がそれぞれ38.0%、28.7%であることを考慮すれば大幅に低く、潜在的な参加者も少ないことが分かる。こうした結果には、人々が運動に抱くイメージが大きく関係している。「怖い・過激など印象が悪い」と回答した人の割合は、デモンストレーション型で半数超、ボイコット型でも42%を超えており、それに続くハッシュタグ型が26%程度であるのに比して顕著に高い。この傾向は「主張の押し付けで周りの迷惑」と回答した人の割合にも同様にみられる。このように、大規模な組織や資源が必要となる社会運動は、そもそも潜在的に動員され得る人々を多く有さないものである(連合 2021c pp.3-10)。

社会運動論が想定してきた形態が支持されないとすれば、人々はいかなる運動を志向し、経験しているのか。参加経験が最も多いのは募金などの金品支援型、それに次いで自筆署名型で、両者とも14%程度である。それに次ぐのがネット署名型、ハッシュタグ型であり、それぞれ5.6%、5.3%となっている。ここで回答者の年代を考慮して結果を見る必要がある。運動への参加経験率が最も高いのは60代で、次点の10代に3.5ポイント程度差をつけている一方、今後の参加意向を最も高く示すのは10代であり、次点の60代に6ポイントの差をつける。経験に関しても、60代と最も年齢差の大きい10代が2位につけていることから、10代が持つ社会運動への関心の高さがみてとれる。現代の社会運動における動員を分析しようとする場合、10代等の若い世代を重点的に考慮に入れる必要があるのである。自筆署名の経験率の高さを支えているのは50-60代であり、60代と10代の経験率には20%以上のギャップがある。他方、学校等でも行われる募金等の金品支援を除いた場合、10代・20代が最も参加しているのはハッシュタグ型であり、それぞれ10%程度が経験を有する。抗議や支持を公に表示するという点においてはデモンストレーション型と同様のハッシュタグ型であるが、「怖い・過激」といった印象を抱く人の割合は半分程度、また「気軽に参加できる」と答えた人の割合は2.8倍であり、支持の調達はより容易であり、参加のハードルは低いことが分かる(連合 2021c pp.3-11)。また、自筆署名型に次いで「市民の声を代弁している」と評価された(連合

2021c p.9) ネット署名型に関しては、無料でキャンペーンを立ち上げられ、地理的・資金的制約を受けることなく署名活動を展開できる change.org (<https://www.change.org/about>) では、のべ 4.6 億人以上 (2021 年 12 月時点) の参加を集めた。

以上の意識調査の結果から分かるのは、社会運動論が想定してきた運動の形態、すなわち大規模な組織と資金等を必要とするものは、大規模な動員と支持の獲得が困難であるということである。上記の調査が、特定の運動に関するものではなく、より一般的な形で行われたこともまたその分析結果を補強する。ある運動組織が資源の調達に失敗したから支持を得られないのではなく、そもそもその運動形態自体が支持されていないのである。そうした中で支持を得られる運動、ハッシュタグ型や (ネット) 署名型と呼ばれるものが必要とする資源は、資金や時間ではなく、情報である。ハッシュタグをつけて投稿する、あるいはネットで署名するといった参加、あるいは立ち上げには、資金はさほど必要ない。インターネットに接続できること、すなわち情報という資源が必要であるが、日本のインターネット利用率は 83% (総務省『令和 3 年版 情報通信白書』) と、大部分がそれを有する。これらより、現代の社会運動が必要とする資源は、多くの人が十分な量を保有しているということが導かれる。動員過程と資源の重要性を主張する資源動員論は、資源の概念を狭めることによって、自ら理論の現代における適用可能性を引き下げていたのである。資源が十分に配分されているならば、多くの人々にとって参加のコストが大幅に引き下げられるのであるから、オルソン問題の影響は小さくなると考えられる。十分な量の「不満はどこにでもある」(McCarthy and Zald 1977 p.1215) のであるから、上記のような運動形態をとれば大半の運動は大規模な動員に成功するはずである。

ところが、社会運動をとりまく現実異なる。こうした状況のなかでもそれぞれの運動によって成否は大きく分かれるのである。単に資源のみが成否を決定するのではないとすれば、重要なのは不平不満と、それをいかに主張するかというフレーミングである。どのような現状に不満を抱き、共感を集める形でいかに伝えるか、という点が分析されるべきである。以上みてきたように、資源および動員の過程が重要であるという資源動員論の主張を今日の社会状況と組み合わせて検討すると、自ずから不平不満不要説が反証される。すなわち、資源動員論を受け入れたうえで、不平不満や主張の分析を行うことが可能となったのである。

本節の議論を要約すると以下のとおりとなる。資源動員論の指摘の通り、伝統理論が構造的要因から不平不満および集合行動を直接導き出したことは批判されるべきである。そこには動員という過程の分析が必要である。しかし、不平不満は「どこにでもある」として運動の主張を分析対象から外すことは合理的でない。第 1 に、ビジネスにおけるそれとは異なり、選択的誘因による動員も信念体系等を通じて行われる。第 2 に、現代の社会運動が最も必要とする資源とは資金ではなく、情報への接続手段であり、それは先進国において十分に分配されている。また組織的運動は支持を集めにくい。これらか

ら、運動の主張と、社会に流通する不平不満及びコードを分析する必要性が再度認識される。

第4節 政治的機会構造論

前節では、構造的緊張や不平不満から集合行動を直接的に導く伝統理論に対して、動員の過程が重要であることを、資源動員論のパースペクティブから指摘した。一方で、資源および動員という要素の重要性を受け入れたとしても、不平不満や運動の主張を分析する必要性は棄却されないことを示した。そこで着目されたのは主に運動そのものにおける動員の問題であったが、本稿の関心は運動の帰結にある。政策等に与える影響を調べるには、政治など外部の環境と運動のかかわりにおいても分析されなければならない。組織志向・内向き志向に対して、資源動員論内部から生じたマクアダムやキツェルトらの政治的機会構造論は、運動・組織の外部構造とのかかわりに着目する。本節では、反原発運動を例に政治的機会構造論を論じたキツェルトの論文“Political Opportunity Structures and Political Protest: Anti-Nuclear Movements in Four Democracies” (Kitschelt 1986) を手掛かりに、その適用可能性と限界を論じる。

キツェルトの成果は、社会運動がとりうる戦略とインパクトを、政治的機会構造から説明したことである。資源動員論が不平不満と集合行動の間に、動員という重要な過程があることを指摘したのと同様に、彼は、動員の戦略と、それが社会状況の変化を引き起こす可能性の間には政治的機会構造という「フィルター」(Kitschelt 1986 p.59) が働いていると主張する。すなわち、同様の戦略・規模で動員を行ったとしても、それが持ちうる影響は政治的環境に左右される。あるいは、政治的環境によってとりうる（とるべき）戦略は異なるということである。こうした視座は、総じて後期資本主義社会における社会生活統制への抵抗であるはずの社会運動が現に多様であることを説明しない、同時代のトゥレーヌやハーバーマスといった新しい社会運動論者に対する批判を含む (Kitschelt 1986 p.58)。

キツェルトは、政治的機会構造を、インプット構造の開放度及びアウトプット構造の強度によって分類する。インプット構造 (Political input structures) の開放度を規定するのは、①政党数および派閥・党内集団数 ②執政府に対する立法府の独立度 ③利益集団と行政部門の仲介者の存在 ④要求を集積するメカニズムの存在 の4つである (Kitschelt 1986 p.63)。①政党等の数は、多いほど遠心的 (centrifugal) になり、選挙における争点が多様化する。既得権益に限定されにくくなるため、開放度は上がる。②の立法府の独立度に関しては、選挙で選ばれる議員はより世論に敏感にならざるを得ないため、独立性は開放度を上昇させる。③④に関しては、それぞれ集団の利益を政治に要求する仕組みであり、開放度を上昇させる (Kitschelt 1986 p.63)。③は利益集団多元主義、④はコーポラティズムのような形態が想定されるだろう。次に、アウトプット構造の強さを規定するのは、①中央集権度 ②政府による市場への介入の強さ ③司法の独立度である。①、②は、中央政府の執政能力の高さを示すため、それらが高いほどアウトプット

ト構造はより強いものになる。一方③が高い場合、法廷が政治闘争の場になって政策執行が困難になるおそれがあるため、アウトプット構造は弱いものになる (Kitscelt 1986 pp.63-4)。

こうした要素によって決定された、入力構造の開放度の高低および出力構造の強弱の組み合わせにより、それぞれの民主体制は（開/強）（開/弱）（閉/強）（閉/弱）の4つに分類される。それぞれの区分にあたる体制と、そこにおける社会運動の戦略と効果は以下の表1に示される。開放度の高い体制の場合、そこでの運動は既存のチャネルを利用した、統合的あるいは同化的な戦略をとることになる。構造そのものが多様なアクセスポイントを用意しているため、対決的な戦略をとる必要はなくなるからである (Kitscelt 1986 p.66)。反対に、閉鎖的な構造の場合、「アウトサイダー」として、対決的な戦略をとらざるを得なくなる (Kitscelt 1986 p.70)。すなわちある明確な敵を想定し、われわれは誰かを同定するような戦略である。この点において、スウェーデンとアメリカは、それぞれコーポラティズムと利益集団多元主義という別の形ではあるが、両者とも多様なアクセスポイントを有するものと考えられる。一方でフランスは、1901年に至るまで結社の権利が保障されていなかったことからわかるように、伝統的に国家と個人の間の媒介物を認めてこなかったため、集団の利益や不平が政治に取り込まれづらい。また、プランに見られるように、テクノクラートによる国家運営がなされ、立法府に対する執政府の影響力が大きい (川嶋 2014 pp.105-117)。レイプハルトによる比較研究においても、フランスの執政府優越指数は8.00と、アメリカの2倍、スウェーデンの1.4倍程度である (レイプハルト 2014 p.103)。こうしたことは、開放度を押し下げる要因であると考え得る。

アウトプット構造の強さが与える影響も無視すべきではないが、インプット構造の開放度が戦略に影響を与え、アクセスポイントを利用する統合的な戦略ほど効果が大きいと概観することができる。

※表 1：各国の政治的機会構造の配置と運動の戦略・影響

	開放的	閉鎖的
強	スウェーデン 統合的戦略 効果大	フランス 対決的戦略 効果限定的
弱	アメリカ合衆国 統合的戦略 効果中	西ドイツ 混合型 効果小

出典：Kitschelt(1986)p.68 より筆者作成

キツェルトの説明は合理的である。とりうる戦略は外部環境によってある程度規定されるという視点は、内向きの資源動員論との組み合わせで有効性を発揮すると考えられる。しかし、それが現代におけるあらゆる運動に適応可能とは言えないこともまた指摘されなければならない。本節冒頭で述べたとおり、キツェルトが対象としたのは各国の反原発運動である。反原発運動が、開放的な体制において統合的な戦略を取り得た要因として、原発という 이슈に、古い社会運動と共通の性質があったと考えるべきである。アメリカを例にとれば、ロビイングの中心的な場となったのは、環境の質委員会 (the Council on the Environmental Quality) や環境保護局 (Environmental Protection agency)、あるいは原子力規制委員会 (the Nuclear Regulatory Commission) である (Kitschelt 1986 p.66)。反原発は、確かに「核」という比較的新しい脅威への対応である。しかし、ロビイングが上述のような部局を通して行われたことは、その時点においてすでに問題領域として確立された「環境」に、反原発の運動が包摂され得たことを示している。環境は、労働ではないという点において古くからの社会運動の領域と異なるかもしれない。しかし、それが産業に深く根をもち、政府の介入や規制がすでに長く行われてきたという点においては労働問題と同様である。そのため、すでに存在するチャンネルが利用可能であるというのは極めて当然である。その点を認識せず、反原発運動における類型化をあらゆる運動の分析に用いるのは早計である。特に本稿の主要な関心である、個人の生き方に関する 이슈、すなわちアイデンティティの領域は「公的な領域」

のチャンネルを通じた働きかけには馴染まないと考えられる。公的な領域は不偏的な理性を要求し、アイデンティティ及びそれが現に差し迫った問題として突きつけられる女性や黒人、LGBTQの人々の身体性や差異の問題を、私的領域に隠してしまうのである（ヤング 2020 pp.136-7）。政治的機会構造が運動に与える影響を変数として取り込むことはなおも重要である。しかしそのあり方はキッチェルトの想定したものとは異なっていると考えなければならない。

本節で政治的機会構造論に関する検討を行った目的は、外部環境の重要性を指摘することの他に、第2章の事例分析で扱うアメリカにおける #Metoo 運動の成功がインプット構造の開放性によるものではないことを予備的に示すためである。ここで示されたキッチェルトの分類の適用限界によって、アメリカと日本の運動はもはや全く別のコンテクストとして捉えられるべきでないことが認識されるようになる。それに伴って、非本質主義的フレーミングの重要性が導かれることになる。

第5節 集合行為と集合的アイデンティティ：アルベルト・メルッチの総合理論

前節まで、相対的剥奪論をはじめとした伝統的な集合行動論から、批判者としての資源動員論、及びその派生としての政治的機会構造論をみてきた。ここまでの批判的検討によって明らかにされた社会運動に関する本稿の理解は、以下の4点にまとめられる。

- ①不平不満は重要である
- ②不平不満は直ちに集合行動を導かず、行為者の動員過程が重要である
- ③動員は選択的誘因だけでは起こりえない
- ④運動の戦略及び影響は外部の環境によってある程度規定される

ここでもう一点理解されるべき過程が明らかになる。それは、行為者のアイデンティティ形成に関するものである。ファイヤーマンによっても示されたように（cf.第2節）、運動の行為者が行為者たるには、信念を認識し、自らを同定しなければならない。そこで、本節ではアルベルト・メルッチの理論を基に、集合行為と行為者のアイデンティティの関係を論じることとする。

メルッチは、『現代に生きる遊牧民』において、既存の社会運動論をアイデンティティの観点から捉えなおす作業を行っている（メルッチ 1997）。そこでのキー概念の一つとなるのが、「複合社会」である。それにもかかわらず、彼はその語がいかなる社会を指すのか、定義を行っていない。現代の社会が直面する変化と困難を表現する言葉がないことを示すために、あえてその語が「無節操」に使われているというのである（メルッチ 1997 pp.241-2）。一方で、複合社会は消極的に語られ得る。複合社会とは、マルクスの資本主義社会と、ヴェーバーの産業化社会という二つの近代化モデルでは表すことのできない状況である（メルッチ 1998 p.241）。この語られ得ぬという状況をそのまま受け入れることをしないと、マルクス主義の問題が存する。それは、新たな現象を既知の知的な枠組みに押し込むことで世界を説明しようとすることであり、知的還元主義といえる（メルッチ 1997 p.244）。換言すれば、マルクスの階級分析は局所的に有効であ

るが、それを一般化し適用することは、近代よりも複雑化した社会構造をありのままに理解することを困難にするのである。このように、「複合社会」における集合行為は、旧来の階級概念によってはとらえられなくなっている。

では、複合社会はいかなる性質を持つか。そしてそれは社会運動にとってなぜ重要なのか。複合社会における権力は、「自己定義や人間行為の生物学的・動機的構造」(メルッチ 1997 p.xxxxii) すなわち、「意味の生成過程」(メルッチ 1997 p.xxxxii) に介入しようとする。これはフーコーに通ずる権力観である (cf. フーコー 1977)。権力は社会的コードを構築しようと試み、それに呼応して個人の自己反省能力や情報生産・コミュニケーション的能力も発展するという (メルッチ 1997 p.xxxxii)。社会紛争が起こるのはそうした領域においてであり、それはもはや目標達成のための道具主義的行為ではなく、「支配的なコードへのシンボリック挑戦」(メルッチ 1997 p.xxxxiii) となる。そうした運動において、行為の本質は行為者のアイデンティティを構成することであり、その過程こそが分析を必要とする (メルッチ 1997 p.82)。

上述の要約は極めて抽象的であるが、前節までに検討した社会運動の諸理論に対するメルッチの批判を追うことによって、その意味は明確にされる。かつて社会運動の分析を主導した歴史哲学は、構造主義の問題を明白に示している。社会運動の生成や展開において、構造的な要因が重要な役割を持つことは否定できないが、運動に何らかの(革命的)役割を自明のものとして見出すことは、「集合行為が行為主体によって作り出され『活性化』される際の道筋」(メルッチ 1997 p.259) の理解を妨げる。マルクスだけでなく、ハーバーマス、あるいはトゥレーヌにもその批判があたるだろう。この点において、資源動員論は批判を免れる。行為者が重要であることは、すでに前節までで指摘した。しかし、伝統的な理論と資源動員論は、共通する誤りを犯している。それは、アイデンティティの理論を前提にしながら、その検証を怠っていることである (メルッチ 1997 pp.25-32)。相対的剥奪論に関して、行為者が相対的剥奪という状況を認識するためには、期待と結果の比較という作業が不可欠であるというオーバーショールの指摘については既に触れた (cf. 第1節)。ここに、アイデンティティの問題が大きくかかわってくるのである。行為者が期待を構成し現実と比較できるのは、自己と行為の場を自ら定義することのできる場合のみである (メルッチ 1997 p.29)。相対的剥奪が集合行為を引き起こすとするれば、それはすなわち自己同定の過程であるといえるのである。資源や政治的機会構造を重視する資源動員論の系譜にも同様のことがあてはまる。なぜなら、自由裁量資源や機会構造は、それそのものの客観的性質を表しているのではなくて、外部の環境が行為者にとって何を意味するのか、あるいはそれが規定する行為の可能性と限界を、行為者が自ら認知・理解することができるということを表していると考えられるからである (メルッチ 1997 pp.28-9)。前節のキツェルトを例にとれば、政治的機会構造によって運動の形態が異なるのは、自然にそうなるのではなくて、行為者が自らの運動の性質あるいはアイデンティティの意味を定義しているからこそ、それが戦略として具現化するのである。前節までに扱われてきた社会運動に関する諸理論はいずれも、アイデンテ

ィティが構成される過程を前提にしながらも、そのプロセスを検証することをしてこなかったのである。こうした過程の結果こそが集合的アイデンティティと呼ばれるものであり、メルッチは以下のように定義する。

集合的アイデンティティとは、相互に交流している諸個人によって生み出される、相互作用的でありかつ共有された定義である。そのような人々は、自らの行為の方向性に関心を持ち、それと同時に、その行為が起こる機会やその拘束の現場に関心を持っている。(メルッチ 1997 p.29)

後半部分からは、動員という中間段階をも重視し、その点において資源動員論を受け入れていることが分かる。重要なのは、集合的アイデンティティが、決して所与の、静的なものとされていないという点である。アイデンティティはある時点においてみれば集団において固有なものでありうるが、それは常に社会的に、それも諸個人の相互作用によって構成され続けているのである。この「相互作用」こそは、メルッチにおいて重要な概念であり、本稿がフレーム分析を行う理由でもある。

メルッチは、オルソンの指摘を有用なものとしながらも、それに反対する証拠があるとして不平不満不要説には懐疑的である（メルッチ 1997 pp.24-5）。不平不満という要素が集合行動を説明するのに十分ではないという点については受け入れている（メルッチ 1997）。一方でそれは、資金等に還元されることもない。ここでも大きな役割を果たすのがアイデンティティを構成する相互作用的なプロセスである。ある社会的な（客観的）問題に関して、人々が不満を不満として認識し行動を起こすには、「客観的な問題が自分たちにとって問題なのだと認識することを可能にする、認知的かつ相互作用的な能力」（メルッチ 1997 p.254）が必要なのである。社会的な問題が行為者を規定するのみならず、行為者が社会的問題を規定する。ここでは、諸個人間とは別のレベル、すなわち行為者と社会の間にも相互作用が働いているということが出来る。アイデンティティは社会的に構築され、また社会も行為者のアイデンティティによって形状をもつのである。前出のとおり、外部と行為者の関係に関しては、キッチェルトらの政治的機会構造論も論じているが、メルッチはそれをアイデンティティという観点から捉えなおすという作業を行っているといえる。

本節冒頭でも述べたとおり、メルッチは社会運動を道具主義的行為としてとらえることに批判的である。しかしそのことは社会運動が非合理的な逸脱行為であるというようなフロイトの見解への支持を意味しない（メルッチ 1997）。マッカーシーとゾールドが、社会運動組織とは人々の選好から、具体的な目標を同定する存在であるとしたように（McCarthy and Zald 1977 pp.1217-20）、多くの社会運動論は、運動を目標達成のための道具としてとらえてきた。しかし、複合社会における社会運動は、「支配的コードに対するシンボリックな挑戦」（メルッチ 1997 p.xxxxiii）であるから、そうした見方は適切ではない。メルッチは、運動そのものがメッセージであり、かつ目標であるとする（メル

ッチ pp.33-65)。これは、メルッチが集合行動論の系譜に位置づけられることが多い理由の一つであろう。この点において、メルッチはマクルーハンの「メディアはメッセージ」(McLuhan 1964 p.7) から影響を受けていると思われる。現代の運動は自己言及的 (self-referential) な性格をもち、運動の形式そのものが象徴的な挑戦であり、現実のオルターナティヴを呈示している (メルッチ 1997 pp.64-5)。多様なリーダーシップや、一時的でアドホックな組織形態は、それ自体合理性を基盤にしたシステムへの挑戦となるのである (メルッチ 1997 p.65)。これは、経済学的視点をそのまま反映し、組織の合理性を重視する資源動員論とは異なった視点である。またそれは、内部で強権的支配や参加の強制をはかる社会運動組織が、抑圧からの解放を唱えることへの素朴な違和感とも合致するであろう。メルッチに従えば、そのような組織が提示する現実のオルターナティヴとは、現在とは異なる支配に過ぎないからである。メルッチから分かるのは、運動の形態が、政治的機会構造論を含む資源動員論が想定するのとはまた別の意味で重要であるということである。

かつての労働運動などに比較して現代の運動形式が新しいのは、それが自己再帰的である点においてである (メルッチ 1997 p.82)。簡潔には、運動の矛先が行為者にも向いているということを意味する。内的自然に浸透して自己を定義しようとする権力に対抗して、あらゆる場面で自己を定義しなおしているのである (メルッチ 1997 p.66)。もはや行為者にも現在の、あるいは目指すべき確固たる主体は存在しない。この点において、メルッチはバトラーと視点を共有しているといえる。本来的な主体の存在を示して自己を定義しようとする権力関係への抵抗として別の本質的主体を想定することは、抵抗すべき相手の枠組みを受け入れることに他ならないのである。

本節で検討してきたメルッチの理論は、これまでの社会運動論の多くがアイデンティティの理論を未検証のままに前提としていることを明らかにした。また、資源動員論の成果を十分に取り入れながら、そこにアイデンティティの構成というクリティカルな要素を取り込んで新しい総合理論を打ち立てているといえる。

他方、複合社会における社会運動の「新しさ」を強調するあまり、メルッチは社会運動の政治性という重要な性格を軽視している。社会運動をまさに政治的現象であるとした資源動員論等を、(cf.本稿第1章第2節)メルッチは「政治還元主義」(メルッチ 1997 p.41)と呼んで批判する。どの程度政治的にインパクトを与えたかという点にのみ着目することは、社会運動の社会・文化的側面を無視することになるというのである (メルッチ 1997 p.41)。文化コードへの挑戦である現代の社会運動は、その作用を検証する際にも文化的な側面を重視すべきであるとされる。しかし、文化を政治と分かちこの見方こそが、公私二元論というコードに支配されている。「個人的なことは政治的なこと」というフェミニズムのスローガンにも象徴されるように、権力が文化の領域に浸透しているならば、文化的コードもまた政治に編み込まれていると考えられるべきである。そのため複合社会においてさえ社会運動の政治的な影響をはかることは有益であり、それが文化的な影響をはかる一つの手段でもあることが認識されなければならない。ある集合

行動の性質がコードに挑戦的であると示したところで、それが政治的な影響をも及ぼしていることが明らかにされなければ、運動の公的性格さえも正しく認識されず「脱政治」との批判は免れえない。本稿は、アイデンティティというメルッチ理論の核心部分を取り入れつつも、社会運動はあくまで政治的現象であるとの認識のもと分析を行うこととする。

第6節 事例研究の分析枠組み－フレームと政治的機会構造

前節まで既存の社会運動論を批判的に検討してきたが、本稿はそれらから何を取り入れるべきか。ここでは、理論的検討の最後に次章における分析の枠組みを示す。本稿が示そうとするのは、非本質主義的な社会運動形態及びフレーミングの社会・政治的影響力に関する優位性である。その場合、本質主義的なフレーミングよりも非本質主義的の方が多くの動員に成功する、ということのみを示せばよいとの指摘が予想される。それにも関わらず、上記のような理論的検討に比重を置いたのは、社会運動およびそのインパクトを規定する要因は複雑かつ多様であるためである。運動の成功を説明する際、その非本質主義的性質の重要性を明らかにするには、考え得るその他の要因の影響力が小さかったことを示す必要がある。そのためには社会運動が何によって規定されるかを理解することが必要であり、多様な理論の検討が求められたのである。

本稿は、資源動員論の指摘を引き継ぎ、動員という中間段階を重要なものとして扱う。すなわち、構造的緊張が不平不満を引き起こし、またそれが自動的に運動に結びつくという伝統理論に批判的立場をとる。一方で、不平不満不要説の非合理性を認識し、不平不満や、そこから生じる主張を重要な変数として取り込む。また、アイデンティティの構成という段階が集合行動の基礎であるというメルッチ理論の中心的命題を取り入れ、行為主体と社会との相互作用が運動を規定する要因であることを認識する。最後に、社会運動は文化的社会的性質をもちながらもまさに政治的現象であるとの認識のもと、外部の政治的環境をも合わせた分析を行う。このような総合理論に対応する分析手法、すなわち動員の過程を、アイデンティティの構成を考慮して分析する方法とはいかなるものか。またそれを政治的帰結と接続させるためにはいかにすべきか。本稿は、フレームの分析と政治的機会構造の分析を合わせて行うこととする。

集合行動の行為者の不平不満を、その言動に表れるフレームの分析を通じて分析しようとするのが集合行為フレーム分析であるが、それは前出の相対的剥奪論とは大きく異なる。すでに述べたとおり、相対的剥奪論は社会と行為者を所与のものとして扱っており、不平不満は個人の心理的な過程において形成される。しかし集合行為フレーム分析の枠組みにおいては、「集合性の生成を可能にする相互行為や文化的資源」（荻野 1998 p.206）に関心がもたれる。すなわち、行為者と社会の相互作用に着目するのである。行為者は社会に働きかけることで動員を行うが、運動は社会に存在する文化によって規定される。この場合文化とは、行為や社会的事実などに関する「公的に一定の流通性を獲得している定型的な解釈パターンやその体系」（荻野 1998 p.207）を指す。集合行

為フレームがもつ動員の潜在力は内在的に存在するのではなく、社会に流通する言説によって規定されるのである（荻野 1998 p.207）。フレーミングの分析は、外部環境を考慮することによってはじめて有効性を持つといえる。フレーミングの分析こそ、社会と行為主体の相互作用を観察することに他ならないのである。

スノーとベンフォードによれば、フレーミングは次の3つに分類される（Snow and Benford 2000 pp.615-7）。第1に、診断的フレーミング（diagnostic framing）である。問題は何か（problem identification）、およびその原因を何に帰すべきか（attribution）に関するフレーミングであり、運動の対象が同定される。第2に、予知的フレーミング（prognostic framing）であり、問題に対していかに行動すべきかという「レーニン風の疑問（Leninesque question）」（Snow and Benford 2000 pp.616）への回答を示すものである。ここで運動の戦略が示される。第3は動機づけフレーミング（motivational framing）と呼ばれ、なぜ集合行動に参加すべきか動機づけを行い、「挙兵の呼びかけ（call to arms）」（Snow and Benford 2000 pp.617）となるものである。

上記のようなフレーミングの分類に加え、本稿は第4の分類が必要であると主張する。それを自己定義的フレーミング（self-identificational framing）と呼ぶことにしたい。これは、「私（我々）は誰か」というフレーミングである。新たな分類が必要なのは、他の理論と同様、本稿も期待の概念を基礎としているため、自己を定義することこそが行為主体が行為主体たる理由と考えるべきだからである（cf.メルッチ 1997 p.29）。動機づけフレーミングに包含させることも可能であるが、運動の本質主義をはかるためには「本来的な自己」を措定しているか否かが重要である。この分類によって、本質主義の程度が計測可能となる。

先述したように、フレーム分析は社会あるいはその構成員個人との相互作用を働くのであるから、上記のフレームを所与で静的なものとして考えてはならない。スノーとベンフォードは、フレームそれ自体が社会とのかかわりのなかで変容し、それによって動員を拡大させていくプロセスの存在を示している（Snow and Benford 1986 pp.467-78）。

①Frame Bridging ②Frame Amplification ③Frame Extension ③Frame Transformationの4つのプロセスに分けられ、他の組織あるいは個人などにおける言説とできるだけ親和するように変容するとされる（Snow and Benford 1986 pp.467-78）。これらのプロセスが常時繰り返されることによりフレームとその動員力が変化していくという点に関しては、相互作用的な運動を適切に描写しているといえる。一方、こうした変化はいずれも Alignment と呼ばれ（cf. Snow and Benford 1986 pp.476）、行為主体たる SMO が意識的におこなう調整行為である。すなわち、行為主体が直接働きかけを行っている相手との場においてのみ、相互作用が働く想定しているのである。フォーマルな組織と制度が存在し、動員がリクルートを意味する場合には、適当な分析といえるだろう。しかしそれはまた、現代の運動における意味付与の文脈の多様性を矮小化してしまうおそれがある。たとえば近年に特有の運動形態であるハッシュタグ型（cf.第2章第2節）においては、自発的なハッシュタグの共有によって運動への参加とみなされるのであり、そ

れは組織によるリクルートとは大きく異なる。そこではハッシュタグや他者の投稿をいかに解釈して共感するか、という点が焦点となる。重要となるのが、あるフレームそのものが、固定的な行為主体による意識的な変容を経ずに他の言説と結びつきうる可能性である。これを荻野は「接合」(荻野 1997 p.208)と呼んでフレーム分析の第2局面に位置づける。荻野による接合概念の取入れはSNSによる社会運動が展開されるよりも早い段階に行われているが、現代の運動形態を鑑みれば、この接合概念は社会運動研究の領域において再び取り入れられるべきものと考えられる。

以上から、フレーム分析の際には「診断」「予知」「動機づけ」「自己同定」の分類及び、文脈の異なるその他の言説と「接合」する可能性に関して留意すべきことが示された。

政治的機会構造論との統合

上記のようにフレーム分析の枠組みが提示されたが、それを運動のインパクトといかに結びつけるかも重要な課題である。そこで本稿は、政治的機会構造論との統合を試みた樋口 et al.(1997)の論文をとりあげる。樋口らによれば、政治的機会構造は社会運動を規定するのみならず、またそれ自体社会運動によって規定されるものである(樋口 et al. pp.12-3)。Swell (1992)らの構造概念を参照しつつ、樋口らは構造をよりダイナミックな相互作用の帰結としてとらえており(樋口 et al. p.13)、キッチェルトの政治的機会構造が静的なマトリックスに位置づけられるのとは対照的である。政治的機会構造は、以下のように定式化される(樋口 et al. p.13)。

$$\text{POS} = \text{政治的資源量 (制度的アクセスの度合い)} \times \text{文化的フレーミング (解釈図式)}$$

政治的資源量と文化的フレーミングは、偶発的な関係にある。キッチェルトの安定的な政治的機会構造は、政治的資源量とほぼ同義とみてよいだろう。静的な構造と解釈図式によって、よりダイナミックな機会構造が構成されるのである。資源の多少及びフレーミングの地方/国家志向によって4つの象限が導かれ、それぞれに適した抗議戦略が存在するとされる(樋口 et al. 1997 pp.16-7)。制度的資源が多い場合、抗議行為の主体はそれらのチャンネル(参加制度やロビイング)を利用できるため、抗議レパトリー³そのものの性質はさほど大きな問題ではない。しかし、利用可能な政治的資源の量が小さい場合、運動の成否は抗議レパトリー、すなわち運動そのものに固有の性質に左右される

$$\text{抗議レパトリーの影響力 (I)} = \text{フレームの共鳴度 (F)} \times \text{攪乱性の程度 (D)}$$

ことになる(樋口 et al. 1997 pp.16)。この場合の抗議レパトリーの影響力は以下のように定式化される(樋口 et al. 1997 pp.17)。

制度的資源を考慮しない、あるいはそれが少ない場合、運動が持つ影響力はフレーム

³ 抗議レパトリーとは、集団が共通の利害に基づいて主張する際に「再利用可能な手段の全セット」(樋口 et al. 1997 p.15)を指す。

の共鳴度とその社会的な攪乱性の程度によって規定されるのである。ここまでの樋口らの議論は説得的といえる。制度的な資源が少ない場合、運動の性質がそのまま動員および帰結に影響を与えるという点に関しては合理的である。しかし、それぞれの場合における有効な抗議戦略の提示には、一定の留保がつけられるべきであろう。

樋口らによれば、運動の文化的フレーミングが国家志向である場合、有効なのは攪乱性が高く対決的な戦略、一方で地方志向の場合にはフレームの共鳴度が高い戦略が有効である（樋口 et al.1997 pp.17）。それにも関わらず、当該論文ではその理論的根拠が示されていない。地方＝直接参加、国家＝間接参加とみた場合、地方志向の運動では、住民投票など多くの人々を動員することがそのまま政策の変化に繋がることが考えられる。しかし、国家レベルにおいて多数の動員が重要でないといえる根拠は示されない。次章で取り上げる事例は有効な反例となるだろう。むしろこのような戦略の位置づけは、戦後日本の特殊な経験を経ることによって導かれているといわざるを得ない。樋口らの論文の前半部において、上述のようなフレーム・政治的機会構造論の統合モデルは一般化された形で示されている（cf.樋口 et al.1997）。一方、後半部分においてはそのモデルを用いて戦後日本における機会構造と抗議レパトリーを類型化している（cf.樋口 et al.1997）。制度的資源が少なく、国家志向の運動が起こる場として1960年代までの伝統的なクライエンタリズムを想定し、そこにおける有効な抗議戦略として攪乱性の高い一揆型を位置づけている（樋口 et al.1997 pp.20-1）。その点に関しては妥当と考え得るが、それはあくまで時代特殊的な状況である。個別の利益誘導に基づく政治がつねに支配的であるとは言えず、そうであれば必ずしも対決的な抗議戦略が有効とは言えないであろう。樋口らが、戦後日本の住民運動という自らの主題が、社会運動一般に適用可能であると想定したことは批判されるべきである。

以上より、政治的機会構造とフレーミングの関係について本稿がとるべき立場が認識される。第1に、政治的機会構造とフレーミングは相互作用の関係にある。第2に、運動そのものの性質、すなわち主張などのフレーミングや運動形態が運動のインパクトに及ぼす影響は、制度的アクセスが制限されているほど大きくなる。ここから、運動の成否の要因がフレーミングあるいは運動形態にあることを示すためには、変革（あるいは反変革）のターゲットたるイシューに関して制度的なアクセスが限られていることが示されなければならない。

分析枠組み

本節において、フレーム分析およびその政治的機会構造論との統合に関する理論を取りあげ、事例分析における枠組みを検討してきた。実際の分析に入る前に、改めてその枠組みを示す。

本稿は社会運動の形態およびフレーミングと政治的帰結の関係を明らかにする試みである。そのため、事例分析は3つの局面に分かれる。第1に、フレーミングと運動形態が帰結に影響を及ぼすことを示す局面。すなわち制度的な資源が不足していることを示

す局面。第 2 に、それぞれの運動の形態及びフレーミングの性質を明らかにする局面。
第 3 に、非本質主義が動員に効果的であることの論理的考察を行う局面。以上の枠組みに基づいて、実証研究を行う。

第2章 性暴力被害への抗議運動と非本質主義：日米の比較分析

前章では社会運動の各理論に関して検討を行うことで、とるべき社会運動観と分析枠組みを示した。本章はそれらに基づいて事例研究を行うことで、非本質主義的運動の優位性を実証的に示そうとするものである。取り上げるのは、アメリカにおける #Metoo および日本におけるフラワーデモである。両者はともに性暴力被害への抗議という性質を持ち、政治的な影響を及ぼした。本章では、資源や政治的機会構造等、運動を左右する条件が大きく異なるこれらの運動がともに政治的に成功した⁴要因が、非本質主義という共通の性質にあったことが明らかにされる。

第1節においては2つの運動の概要と、それがもたらしたと推測される政治的影響について述べる。第2節においては、前章において明らかにした社会運動を規定する要因のうち、政治的機会構造が運動の成否に及ぼした影響が小さい事を示す。それによって、運動そのものの性質がクリティカルであったことを明らかにする。第3節では、運動の形態およびフレームの分析が行われる。ここでは、スノーとベンフォードのモデルを拡張させた枠組み（cf.第1章第5節）が用いられる。ふたつの運動の非本質主義的性質が明らかになる。最後に第4節においては、非本質主義的運動の優位性を生じさせる理由についての考察が行われる。キーワードとなるのは、アイデンティティ、文脈、CMC 等である。

第1節 #Metoo とフラワーデモ：展開と帰結に関するオーバービュー

#Metoo 運動が急速な拡大を見せたのは、ハーヴェイ・ワインスタインによる長年の性暴力がニューヨークタイムズ紙によって報じられた 2017 年である（Tuerkheimer 2019 p.273）。SNS における Metoo のハッシュタグ自体はそれ以前から存在していたが⁵、この時期に俳優のアリッサ・ミラノが性被害体験を“me too”という言葉とともに共有するよう呼びかけた（cf. https://twitter.com/alyssa_milano/status/919659438700670976）ことがその発端とされる（CNN 2017）。具体的な投稿の分析に関しては次節に委ねるが、このハッシュタグとともに行われた多くの性暴力やセクシュアルハラスメントの被害の告発の影響は、ソーシャルメディア上で完結することはなかった。2018 年に行われたゴールデン・グローブ賞の式典において、性別に関わらず多くの参列者が黒い服装で参加し、告発への連帯を示した（冷泉 2018 p.106）ことなどが挙げられる。

重要なのは、この運動が「象徴的」な連帯に終始していないということである。告発の連鎖は、政治的な帰結を生み出している。代表的な例が、カリフォルニア州における

⁴ ここにおいて成功とは、政治的な変化を及ぼしたことを指す。

⁵ #Metoo は、性暴力サバイバー支援を行うタラナ・パークによって提唱された SNS 上のハッシュタグである（cf. Burkue 2021）。

州法案 SB(State Bill):1300、SB:820、SB:331 の成立である⁶。これら一連の法案は Metoo Act と呼ばれ、運動に応える形で作成から署名まで行われたことが明確にされている (Sierra Sun Times 2021)。このうち、SB:1300 は、カリフォルニア公正雇用住宅法 (The California Fair Employment and Housing Act) の修正を行うものである。重要な点は、職場におけるハラスメントを被害者が訴え出る場合の立証責任を軽減した点であろう。ハラスメントが生産性を低下させたことを証明する必要はなくなり、単にハラスメントの存在を以て違法な雇用と認めさせることができるようになったのである (SB:1300 Section 1/12923)。このことは、#Metoo の性質と大きく関わっていると考えられる。性暴力やハラスメントの告発が、SNS といういわば非公式なチャネル (Tuerkheimer 2019) を通して行われたことは、公的なチャネルを用いるハードルの高さやその機能不全を示しているからである。SB:820 は民事訴訟法の修正であり、より直接的に告発を後押しする規定を行っている。この法案の可決により、民間において、性暴力やハラスメント及び差別に関する情報公開を阻むあらゆる規定を設けることが違法となった (SB:820)。すなわち告発を、雇用契約違反等で訴えることができなくなったのである。また、連邦レベルにおいても、議会関連法の修正案 (S.2159 METOO Congress Act) が提出された⁷。この法案は、議員及び議会職員に対する、ハラスメントの認識及び防止を目的とするトレーニングの受講を要求するものである (S.2159)。このように、アメリカにおいて #Metoo 運動は確実に政治的な変化を伴って展開されてきたものであることが分かる。

他方、日本におけるフラワーデモは、2019 年にはじまる。2017 年に刑法が改正され、強姦罪の構成要件の見直し及び強制性交罪への変更などがなされた (刑法の一部を改正する法律案⁸)。この改正後である 2019 年 3 月の性暴力事件に関する公判において、4 件の無罪判決が立て続けに下されたことがきっかけとなり、北原みのり及び松尾亜妃子が itisrape_japan の名でツイッターアカウントを開設したのが運動の始まりである (北原 2020 pp.9-10)。アメリカに端を発した #Metoo と、それを可能にする寄り添いを示す #WithYou の象徴として花を持ち寄り集まることを呼びかけた (北原 2020 p.11)。個別の無罪判決への抗議に限られず、オンライン上の #Metoo と同様、当事者やその家族等から多くの被害体験が語られた (cf.フラワーデモ 2020)。初開催の 2019 年 4 月から 1 年間の動員数は約 1 万人であり、1 回当たりの動員数は概ね増加傾向にある (フラワーデモ 2020)。フラワーデモを取りあげた報道は、初開催から 2021 年 11 月までで、朝日新聞だけでも 173 件に上る (朝日新聞記事データベース)。フラワーデモは日本全国及び一部海外において継続的に開催される運動であるといえる (cf.フラワーデモ 2020)。

⁶ 州法の条文についてはいずれも California Legislative Information (<https://leginfo.legislature.ca.gov/>) を参照

⁷ 連邦法案の条文については CONGRESS.GOV (<https://www.congress.gov/>) を参照

⁸ 日本における法律 (案) 等の条文に関してはいずれも法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/index.html>) を参照

この運動の政治的影響をはかるのは、アメリカにおける場合よりも困難である。アメリカに比べ政策決定過程の開放性は低く、“Metoo Act”のような直接的影響を示す名称や言及が少ないことによる。しかし、間接的に運動の影響を観測することができる。着目すべきは、2020年6月より開始された法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」である。検討会の設置に関しては、2017年改正の刑法附則において規定され、同改正法の施行後3年を目安に必要な応じて開催されることとなっている（刑法の一部を改正する法律附則第9条）。開催自体に関しては、#Metoo運動の世界的な高まりなどの影響を推測することはできるが、フラワーデモの直接的な影響をみてとることはできない。しかし、第1回検討会が開催された翌日の6月5日付で提出された自民党政務調査会（以下政調）による「性犯罪・性暴力対策の抜本的強化を求める緊急提言」は、運動の影響を示唆するものである（自民党政務調査会 2020）。提言は刑事法のさらなる改訂を求めるものであるが、その主な理由として「社会的な機運の高まり」を挙げ、それを示すものとして直接的にフラワーデモに言及しているのである（自民党政務調査会 2020 p.1）。また、実父など監護者による性的虐待という、フラワーデモのきっかけとなった事案についても触れ、現行法の不全と対策強化を求めている。（自民党政務調査会 2020 p.1）具体的施策についても、「自らの経験を語る」というフラワーデモの運動形態を反映していると思われる。被害の申告や相談を容易にするための施策として、被害届の即時受理や支援体制の合理化が提言されている（自民党政務調査会 2020 p.2）。これは、前出のSB:1300と同様、運動によって示された公式なチャンネルを利用するハードルの高さを改善するものと捉えることができる。

こうした政党による一つの提言をもって運動の政治的影響をはかることについては、根拠が不十分であるとの指摘が予想される。しかし、留意しなければならないのは、日本の立法過程における政調の役割である。内閣及び政権与党たる自民党が国会に法案を提出する場合、党内の事前審査にかけられる⁹。その中枢を担うのが、調査会・部会・審議会（政審）からなる政調である（飯尾 2007 p.83）。法律案の原型が各省庁の官僚によってつくられると、省庁の区割りに対応した政調の部会で審査にかけられる。多くの場合全員一致で可決された法案は、政調の全体会である政審での審査を経て、自民党の意思決定機関である総務会にかけられる。総務会で可決された法案には党議拘束がかけられることになる（飯尾 2007 pp.84-7）。このように、自民党政権下の日本における立法は、その過程の多くを党内の政調が担う。ここから、上記の政調による提言は自民党及び政府の姿勢をはかる重要な指針となりうることが分かる。フラワーデモが政治的な影響を及ぼしたと認識するのが適当である。

以上概観したように、アメリカにおける#Metooと日本におけるフラワーデモは、そ

⁹ 小泉政権下における政府・与党の対立など、事前審査制の問題点が指摘されることもあるが、自民党内の事前審査を経ない法案は閣議決定しないという慣習が存在する（飯尾 2007 p.88）。

れらを取り巻く政治的な環境や展開の違いにも関わらず、いずれも政治的なインパクトを及ぼしてきた。次節では、両国における政治的機会構造を検討する。それによって、社会運動を規定する要因が複数ある中、運動自体の性質が大きな役割を果たしたことを示す。

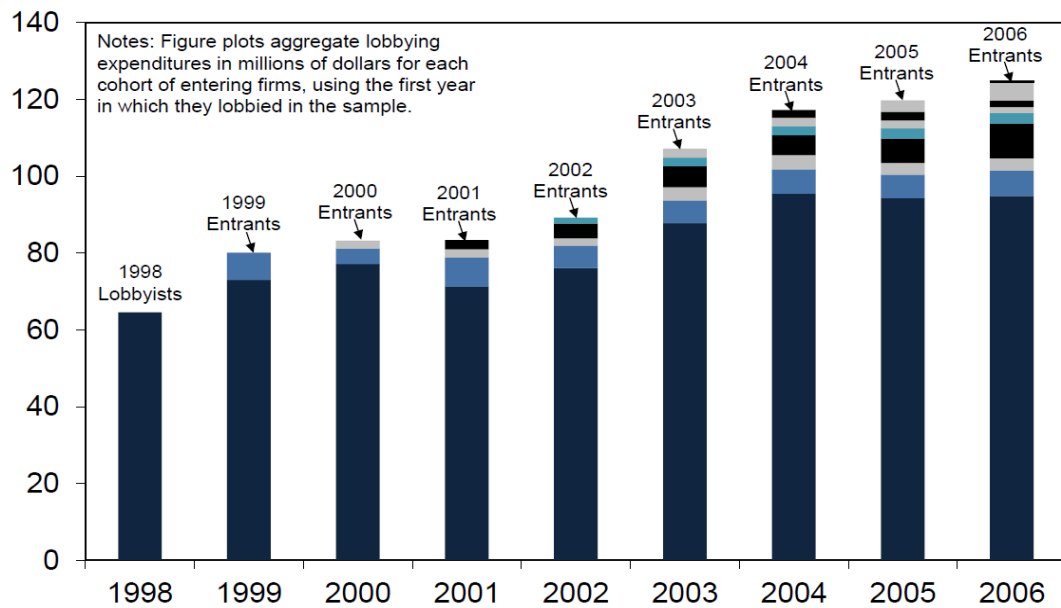
第2節 運動を取りまく政治的機会構造：制度的資源の欠如

前節では、#Metoo とフラワーデモがともに政治的帰結を伴って展開されたことが確認された。また、第1章においては、キツェルト及び樋口らの研究を参照することで、政治的機会構造、特に制度的アクセスの量が運動の政治的インパクトに影響を与えることが確認された（cf.第1章）。そのためこの時点では、2つの運動の成功を運動自体の性質ではなく機会構造によって説明することも可能である。しかし、本節においては、性被害というイシューに関しては両国とも制度的アクセスは限られており、政治的機会構造によって運動の政治的帰結を説明することはできないことが示される。

キツェルトの類型によれば、開かれた入力構造はインパクトを増大させるが、アメリカの開放度に大きく影響を与えているのがロビイングである（Kitschelt 1986 p.66）。その場合、#Metoo の成功は開かれたロビイングによってもたらされた可能性が指摘できる。しかし、ロビイングは真に「開かれた」入力のチャネルとは言えない。むしろそれは閉鎖的なコミュニティ内で行われる非公開の政治活動である。全米経済研究所（National Bureau of Economic Research: NBER）のカーらによる調査レポートは、ロビイングへの新規参入の困難さ及びイシューの限定性を明らかにした（Kerr et al.2011）。

カーらによる分析の要点は以下の3点に集約される（Kerr et al. 2011 pp.2-7; Fig1-2 ; AppendixTable1）。第1に、ロビイングのほとんどは特定のイシューに関して展開される。農業、航空宇宙、国防、医療、銃器及び金融などが例として挙げられるが、そこにジェンダー、セックスに関する領域はない。第2に、ロビイングは継続性を持つものである。カーらの予測によれば、ある年にロビイングを行う企業等のうち92%は前年からの継続である。すなわち、ロビーの場のほとんどは確立されたイシューに関して長年にわたって働きかけを行う企業に占有されている。第3に、ロビー活動の有無及び規模は企業規模に大きく左右される。第2と第3の点を考慮して支出ベースで推計した場合、典型的な年におけるロビー活動への支出の96%程度は前年からの継続企業によって占められている（Kerr et al. 2011 pp.2-7）※図2。以上を簡潔にまとめると、ロビイングとは、大企業による、既存の産業に係るイシューに関する、継続的な活動であるといえることができる。

図2 参入年度別 企業によるロビー活動への支出



出典：Kerr et al.(2011) Fig2 より引用

こうしたロビー活動の現状は、第1章第3節において指摘した、キツェルトの類型の適用限界を改めて示すものであろう。ロビイングの主体は大企業であり、扱われるイシューはそれが属する産業に関わるものである。その場合、個人の生き方、アイデンティティに関わるものとみなされるジェンダーやセックスといった問題はロビーの場に参入することが困難である。また、その点が克服された場合でも、短期間のうちにロビイングで影響力を発揮することは困難である。前述のとおり、ロビイングにおいては継続性が重要であり、現時点で参入した場合でもそれが領域として確立されるためには長期間を要することが予測されるからである。カーラによって示されたロビイングのイシューのうち、アイデンティティに関わるとみなせるのは、ネイティブ・アメリカン等に関するものなどごく少数である（Kerr et al. 2011 Appendix Table1）。ネイティブ・アメリカンに係る問題は、合衆国建国以前の植民地時代から存在していたのであり、長期的に問題であり続ける。こうした例外的な場合を除き、比較的新しく顕在してきたアイデンティティの問題がロビイングの主要な問題として扱われている例は確認できない（Kerr et al. 2011 Appendix Table1）。これらから、#Metooの政治的影響力を、ロビイングに見られる開かれた政治的機会構造の問題に帰することはできないことが示された。運動がアクセスできる制度的資源は限られており、その政治的インパクトは運動そのものの性質によって規定されていることが示唆されるのである。

他方、日本におけるフラワーデモが政治的影響力を持ちえた要因を、政治的環境に求めることはできるのであろうか。前出のキツェルト論文では日本における入力構造の開放度は測られていない（Kitschelt 1986）。ここではまず、レイプハルト（2014）による比較研究を手掛かりにして検討を試みる。キツェルトがインプット構造の開放度に

影響を与えるとした、①政党数 ②立法府の執政府からの独立 ③利益集団多元主義 ④意見集約機能の四点に絞って、主に開放的とされるアメリカと比較して観察する¹⁰ (Kitschelt 1986 p.63)。①の有効政党数に関しては二大政党制のアメリカより高い3.62であるが、一部期間を除き自民党が一党で優位を保っており一党優位政党制とみなすことができる(飯尾 2007 p.112)。そのため、政党数をもって開放的であるということとはできない。②の立法府の独立に関しては、立法府が「執政府から」独立しているかどうか問題であり、その逆ではない(Kitschelt 1986 p.63)。そのため、議院内閣制であっても独立性が高いことはあり得るのである。これを執政府優越指数で測ると、日本は3.37であり、アメリカが4.00、同じく開放的構造に位置づけられるスウェーデンが5.61であることを鑑みれば数値は比較的低く、その点において日本は開放性を高める一因を有しているといえる(レイプハルト 2014 pp.270-1)。

しかし、政治的な入力という点に関して直接的に重要なのは③と④であろう。前述のとおり、③は利益集団多元主義的な経路、④はコーポラティズム的経路が当てはまると考えられる。レイプハルトによれば、これらの程度は利益集団多元主義指数によって一元的に図ることができる(レイプハルト 2014 p.139)。指数が高いほど多元主義的、低いほどコーポラティズム的なシステムを有しているとされる。比較研究が行われた36カ国のうち、指数が最も高いのはカナダの3.25、最も低いのはスウェーデンの0.35であるが、アメリカは3.02と、最も多元主義的システムの一つに位置づけられる(レイプハルト 2014 p.141)。日本の値は1.48と、中央値の2.20より若干コーポラティズム的であるが、順位はほぼ中間に位置する(レイプハルト 2014 p.141)。ここから、多元主義あるいはコーポラティズム、いずれの利益媒介システムも強く働いていない可能性が指摘され得るが、この値のみによって入力チャネルの不在あるいは機能不全を導くことはできない。自民党長期政権下においては、選挙は政権選択の意味を持ち得ないため、有権者と政権の契約関係は明確でない(飯尾 2007 pp.120-1)。そのため、社会の要求を政策に反映させるためには、選挙以外の経路が必要になる。その点において機能してきたのが、各省庁によって開かれる審議会である(飯尾 2007 p.122)。各業界の代表者及び研究者などを招いて、現行制度の問題点や提案などが議論され、社会と政策との接点となることが期待される(飯尾 2007 p.122)。このように、日本においては、政治を介さず行政と民間の間で直接利益媒介が行われているのである。そのため、審議会の内容及び人員を分析することが運動の制度的資源をはかることになると考えられる。

前出の刑事法検討会は、設置の根拠法令が刑法内部にある点において審議会とは異なるが¹¹、その後「刑事法(性犯罪関係)部会」として事実上引き継がれており(cf.法務省

¹⁰ ここで示す各指数は、記述のない限り1945年から2010年における数値である(レイプハルト 2014)。

¹¹ 当該審議会の設置根拠法令は法務省令である(法務省「法制審議会概要」(<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500004.html> 参照 2021/12/28))。

2021 a.p.5)、審議会と同様の性質を持つものとしてとらえるのが適切である。ここでは、検討会及びその後の審議会の委員及び幹事の経歴等を見ることにより、運動の制度的資源をはかることとする。検討会及び審議会部会の座長・部会長はともに刑法学者の井田良である（法務省 2021 b；2021c）。検討会の委員は座長を含め 17 名であるが、そのうち最も多い 7 人を占めるのが、大学等に所属し刑法あるいは刑訴法を専門とする研究者である（法務省 2021 b; 2021d）。以降弁護士の 4 名、検察官、判事及び警察官僚がそれぞれ 1 名、心理学研究者及び臨床心理士が 1 名ずつ含まれる（法務省 2021 b; 同 d）。加えて、性暴力被害の当事者であり、被害者支援を行う看護師の山本潤が委員として登録されている（法務省 2021 b; 2021d）。着目すべきは、政策と社会との接点であり、利益・意見の集約機能の大きな部分を担う検討会において、性暴力の当事者が 1 人しか含まれていないということである。審議会の段階になると、その傾向はさらに顕著となる。部会の委員及び幹事、関係官は 30 名と、検討会からほぼ倍増している（法務省 2021 c）。それにも関わらず、当事者は依然山本 1 名である（法務省 2021 c）。審議会の段階で関係部局の官僚が増加することを鑑みても、被害経験を有する当事者の数は十分に多いとは言えない。

こうした傾向は、他省庁を含めて一般的なものではない。一例として、2014 年から現在まで定期的に開催されている、厚労省に設置された検討会「過労死等防止対策推進協議会」における委員の内訳をみてみたい。全委員 20 名(2014 年 12 月 17 日時点)のうち、8 人名は弁護士等専門家委員であるが、残りの 12 名については、過労死遺族、自治労や連合などの労働者代表、経団連等の使用者代表が 4 名ずつ均等に配されている（厚労省 2014）。ここでは当事者の経験が重視されているといえることができる。刑法改正に関する検討会及び審議会と、大綱作成に係る協議会では性質が異なることを加味しても、法務省における当事者の経験軽視は明らかであろう。

ここまでの検討により、フラワーデモが利用可能な制度的アクセスは極めて限定的であることがみてとれる。このことから、アメリカの場合と同様、日本においても運動の政治的インパクトを制度的資源に帰することは不適当であると認識される。やはりここでも運動の性質自体が重要といえる。

第 2 節を通じた政治的機会構造の検討により、#Metoo とフラワーデモが利用可能な制度的資源は極度に限定的であることが示唆された。ここから、運動の性質すなわち形態とフレーミングを分析する必要が導かれる。次節のフレーム分析等を通じて、2つの運動の成功を規定した共通の要因が示される、

第3節 運動形態とフレーミング

前節では、2つの運動が政治的影響力を持ち得た原因を政治的機会構造に還元することはできないことが示された。そこで本節では、運動の性質自体を検討する。具体的には、運動の形態とフレーミングが分析対象となる。本節を通じて、#Metoo運動とフラワーデモの非本質主義が明らかにされる。これは、それぞれ第1章最後に示した第2の局面にあたる。

a.運動形態

第1章冒頭で示した社会運動の定義によって、#Metooとフラワーデモは社会運動として扱われる。しかし、マッカーシーやゾールドのような組織志向の資源動員論の立場（cf. McCarthy and Zald 1977）から見れば、それらの運動はSMOと呼ぶべき組織を持たず、それゆえ社会運動の条件を満たしていないことになる。すなわち、両者は組織を欠いた運動であり、既存の社会運動論ではとらえきれない新たな形態といえるのである。

#Metoo運動は、前述のとおりSNS上に#Metooをつけて投稿することによって参加が可能となる（CNN 2017）。あるいは、#Metooという発話それ自体が参加と賛同を表すという意味で、ある種の発話内行為としてとらえることも可能であろう。運動を仮に1つの現象とみた場合、運動形態と呼べる性質はその点を除けば存在しないといえる。そのため参加者を条件づける、あるいは投稿内容を統制する組織は存在しないのであって、運動は常に新規の参加に開かれている。他方、フラワーデモはツイッター上の呼びかけから始まったとはいえ、主たる活動は花を手にして集まるデモである（北原 2020 p.11）。現実のデモに人々を動員し、取りまとめるためには強固な組織が必要になることが予想される。確かに、フラワーデモにはボランティアによって運営される事務局が存在する（フラワーデモ ウェブサイト）。しかし、事務局は報道関係者とのやりとりを受け持つが、それぞれのデモの開催を統制、または形態を規定することはない（フラワーデモ 2021）。「性暴力への抗議」という趣旨を共有するものであれば誰でも開催が可能であり、その他の条件は存在しない（フラワーデモ 2021）。また、行為主体はあくまでも個人である、という点にも着目すべきであろう。組織・あるいは団体が運動に参加することはできない（フラワーデモ 2021）。このことは、運動が排他的コミュニティ化することを防ぐという点において重要である。フラワーデモは、最小限の組織を有しながらも、運動が閉じられ、固定化した活動となる可能性を可能な限り排した現象であるといえる。

ここまで見てきたように、#Metoo運動とフラワーデモは、活動環境に違いがあるが、いずれも参加や活動の組織委的統制を受けない「開かれた」運動形態を有していることが分かる。性暴力やハラスメントへの抗議それ自体に賛同しない人々を除けば、共有する世界観やイデオロギー、あるいは経済的貢献の有無を問わずに参加することができる。運動が一部の人々のための高級会員制クラブとなる事態が回避されているのである。これは単に参加のハードルを下げるという点でのみ重要なのではない。メルッチが示したように、運動の形態そのものが、現実に対するオルターナティヴを示してい

る（メルッチ 1997 pp.64-5）。2つの運動が別の現実の可能性を示しているとすれば、それは排除なき自発的連帯の世界であり、固定的な主体の存在しない非本質主義的世界である。そこでは個別のテーマごとに、イデオロギーに回収されないアドホックな連帯が行われる。それによって、主張には賛同するが社会運動それ自体に忌避感を持つ人々を動員する可能性が高まることが考えられる。前出の連合による調査において、社会運動に「怖い」といったイメージを抱く人々（連合 2021）が参加する可能性が高まるのである。

b. フレーム分析

第1章第5節において、フレーミングを分析することこそ、行為主体のアイデンティティが社会との相互作用の中で構成される過程をはかることであることが示された。フレーミングの動員力はその性質のみならず、社会に流通するコードによって規定される（荻野 p.207）そのため、フレーム分析は社会の流通する言説との接合の可能性をも検討しなければならないが、その段階は次節に委ねることとする。ここでは、フレームそのものを分析し、その非本質主義をはかることとする。

本節では、フレームをスノーとベンフォード、及び本稿が示した4つ（cf. 第1章第5節）に分類する。①自己同定的フレーミング ②診断的フレーミング ③予知的フレーミング ④動機づけフレーミングである。分析の対象となる言説の抽出元は、2つの運動それぞれで異なる。#Metoo 運動（1）に関しては主なフィールドであるツイッターにおける投稿、フラワーデモ（2）に関しては集会におけるスピーチから、それぞれ抽出が行われる。

（1）#Metoo 運動におけるフレーム分析

ここではツイッター上の投稿を分析対象とするが、対象を絞り込むにあたって3点を条件としたい。1つ目が、個人による、広く影響を及ぼした投稿であること。ここでは、再投稿（リツイート）の件数が1万件以上あることを一つの基準としたい。2つ目が、アメリカ合衆国における（アメリカ在住者による）投稿であること。グローバルに広がるSNSの空間を厳密に国家の枠組みと対応させることは困難であるが、アメリカにおける政治的影響との関連を図るために必要な措置である。3つ目が、運動が高まりを見せた2017年から、SB:1300等の検討がなされた2018年9月までの投稿であること。現在まで続く運動であるが、前出の政治的帰結への影響をはかるため、期間を限定する。そうして抽出された10の投稿の内、テレビ番組や雑誌・新聞記事の紹介文等を除き、特にリツイートの多い投稿3つ（事例2-4）、及び運動のきっかけとなった投稿（事例1）を取りあげる。

・事例1：アリッサ・ミラノ

はじめに、運動のきっかけとなった、アリッサ・ミラノによる投稿を取りあげたい。

If you've been sexually harassed or assaulted, write 'me too' as a reply to this tweet.
(添付画像において)…we might give a sense of the magnitude of the problem.

Milano (2017)

以上の投稿におけるフレーミングを分類すると、①行為者の同定に関しては、「性被害の経験者」が想定されている。これは、経験という事実のみを条件として行為者が定義されていることを示している。②診断、すなわち問題の特定及び原因の帰属は行われていない。③予知、すなわち何をすべきかに関しては、ツイートによって「事の重大性 (the magnitude)」を気づかせることが示される。④動機づけに関しては③に含まれると考えられる。以上から投稿の特徴を見るとすれば、あるべき行為者として本来的なアイデンティティが一切示されていないこと、構造的・根源的な問題の原因が語られていないことの2点が挙げられるだろう。現実の経験によってのみ連帯し、本来的な我々の姿は指図されることはない。また、性暴力やハラスメントの原因を性別役割分業や家父長制的資本主義のような構造的要因に帰することもしていない。いわばこの投稿は、「フレーミングの少なさ」によって特徴づけられるのである。こうした傾向は他の投稿にも見られるのであろうか。

・事例2：アレクシス・バンヴェニスト

ニューヨークタイムズのライターであるアレクシス・バンヴェニストの投稿は4万件のリツイートが行われている (Benveniste 2017)。この投稿におけるフレーミングを分析すると次のようになる。

- | |
|---|
| ①なし
②経験を語ることの困難さ：「語りの不在は被害の不在を意味しない」
③なし
④なし |
|---|

この投稿においても、行為者の同定をはじめ、フレーミングの不在が目立つ。②のフレームによって被害の多さを示すが、その原因帰属は行っていないことがわかる。また、②で示された現実に対してなすべき行動なども示されていない。

・事例3：マッケイラ・マロニー

ここから、#Metoo 運動の主局面である、当事者による経験の共有を含む投稿のフレーミングを検討する。以下は、体操選手であるマッケイラ・マロニーによる投稿のフレーム分類である（Maroney 2017）。

①性暴力サバイバーである

[自身の被害体験（チームドクターによる暴行）]

②沈黙が加害者等誤った人々に力を与えてきたこと

③・声をあげること、性暴力の存在を認識すること

- ・（特に権限の大きい）人々・組織等はすべて自身の不適切な行いに責任を持つべきである
- ・教育と被害防止の取り組みをすること
- ・加害者とその隠匿者への不寛容

④告発に遅すぎることはない（長期間経過していても告発すべき）

重要なのは、当事者が自らの言葉でその経験を語っていることであろう。①に関しては、ミラノによる投稿と同様、経験を基にした同定である。②では、沈黙が加害者を利することになると主張するが、原因については言及されない。③まずもって声をあげることの重要性を説いているが、これは明確に②の診断と対応するものである。④は告発を後押しする内容であるが、これもまた②以降一貫性を持った主張であると考えられる。マローニにおいても、発言の重点は問題の所在と対処に置かれ、「カテゴリ化された行為主体」や「主体のあるべき姿」、「何が（誰が）問題の根本的原因であるか」といったフレーミングがなされていないことが明白である。

・事例4：シモーネ・バイルズ

当事者による告発として広く影響を持った別の投稿として、シモーネ・バイルズによるものを取りあげたい。彼女は前出のマローニと同様、チームドクターによる暴行を受けた体操選手である（Biles 2018）。彼女の投稿は、ここまで行ってきたような枠組みでフレーム分析をするのは困難である。

①性暴力サバイバー

[自身の被害体験（チームドクターによる暴行）とその後の心境変化]

②なし

③なし

④なし

なぜならば、上記のようにその大部分が被害経験後の心境の変化についての記述であり、純粋な経験のみを語っているからである（Biles 2018）。

バイルズは、#Metoo をつけて投稿することで運動の行為主体となりながらも、社会運動の行為主体であるはずならばみられるはずのフレーミングを一切行っていない。そうした性質により、この投稿を「社会運動」の一部としてとらえることには、批判が予想される。しかし、前述のとおりこの運動においては、#Metoo と発話すること自体が意味を持った運動である。また、バイルズに顕著な「経験を伝える」という解釈に開かれた形態こそがこの運動を特徴づけ、また大規模な動員を可能にしていることがのちに示される。

ここまで、最も多くの影響を及ぼしたと考えられる¹²投稿のうち、特に4つを取りあげてフレームの分類を行ってきた。それぞれの投稿によって内容に差はあるが、フレーミングの性質に見られる共通の傾向は、主に以下の3点に要約されるだろう。第1と第2の点は①のフレームに、第3の点は③のフレームに特徴的である。第1に、主体のアイデンティティを特定の枠組みでカテゴライズしていないこと。これは「我々は女性である」「我々は男性である」といった言説によって行為者のアイデンティティを固定化し、それに当てはまらない人を排除するフレームと対照的である。唯一行為者同士を結びつけているのは「経験」のみである。第2に、「あるべき主体」が示されていないこと。本稿冒頭に示されたウーマンリブの一部においては、「完全なる女」（井上 et al. 2006 p.150）という目指されるべき本来的な主体が措定され、現在の抑圧された「不完全な女」と対置される。しかし、本節で取り上げた語りにそうした要素は認められない。現在あるい

¹² 最も共有された回数が多いという意味において。

は過去を語るのみである。存在そのものが論争的である本来的主体に触れず、いま確実に存在する現実を伝えることが主眼に置かれているといえる。以上の2点から、#Metooにおけるフレーミングは非本質主義的であるといえることができる。この非本質主義は、フレームの性質というよりむしろフレームの不在によって規定されているといえることができる。第3の点は、診断的フレーミングの不完全さである。投稿は性暴力に関する問題を示しているが、その原因を特定の造に帰することをしていない。スメルサーによるならば、構造的緊張などが原因で不平不満が生じると、不確定な状況が一般化された信念やリーダー等の言説によって再構成される (Smelser 1998; スメルサー1973)。それによって不平不満の原因は特定の構造に回収され、人々は集合行動に動員されることとなるのである。その観点からは、#Metooの言説が何ら「再構成」の機能を果たしていないのであり、動員への働きは極めて弱いことが予想される。しかし実際には、投稿は多く共有され、さらに運動そのものも広がりを見せた。むしろ診断の不完全さが有利に働いた可能性が指摘できるのである。

ここまで見てきたように、#Metoo運動は、その形態のみならず主張・フレーミングにおいても非本質主義的である。

(2) フラワーデモにおけるフレーム分析

ここでは、日本各地で開催されたフラワーデモにおけるスピーチを題材として分析を行う。スピーチは、フラワーデモ事務局により出版された『フラワーデモを記録する』(2020)より抽出することとする。同書に収録のスピーチは全5件であるが、以下では「異なる集会におけるものであること」、「当事者の年齢等の属性が異なること」を主な基準に、専門家による助言的スピーチ等も除き、3例を扱う¹³。

・事例5：2019年7月11日東京における集会（フラワーデモ 2020 pp.50-1）

発言者は開催時58歳の女性であり、主に語られるのは30年程度前の性暴力被害体験と、その後の経過である。これまでと同様のフレーム分類を行うと以下ようになる。

①性暴力サバイバー

[自身の被害体験(同僚による拉致及びレイプ)とそれを告白できなかったこと]

②合意なき性交はレイプである

声を上げられない環境

家庭内の暴力は我慢すべきという言明

③・体験・思いの共有によって(抗議の)気持ちが強くなる

→声を上げることに意味がある。

④なし

①の同定に関してはアメリカにおける#Metooと共有しており、性暴力被害の当事者であるという事実のみに基づくフレームである。③も概ね共通であり、声を上げる、経験を共有することそれ自体に意味があるという旨を主張する。②に関して、性暴力やそれに関して声を上げられない事態が問題であるとする点は、上述の投稿と類似する。特徴的なのは、スピーチに(レイプではない)家庭内暴力が登場する点である。これは、性暴力と家庭内暴力の間に共通の構造を連想させる目的があると思われる。しかし、両者を結びつける直接的な言及はない。このスピーチにおいてもまた、構造的な要因は一切語られていないのである。

¹³ その他のスピーチも本稿における「非本質主義的」特徴を有するものである(cf.フラワーデモ 2020)。

・事例6：2020年2月11日名古屋における集会（フラワーデモ 2020 p.65）

発言者は中学1年生の女性であり、小学校在学時に経験した近隣の中学生による性暴力に関する語りである。

①性暴力サバイバー

[自身の被害体験とそれを証言した体験]

②被害をうけた苦しみ

③信頼できる人に相談すること

④体験を反すことで苦しみは分かち合える（そのために参加すべき）

このスピーチもやはり被害に苦しんだ経験についてであり、それを声にすることの重要性を説いている。しかしながらその社会的意義や原因の所在は言及されない。ここで体験を話すことが重要なのは被害者自身の苦しみを軽減するからである。また、着目すべきは発言者の年齢であろう。彼女は中学1年生であり、事例5の発言者と45歳ほど差がある。生きる環境や価値観が著しく異なることが考えられるが、そのような場合にも同じ運動に参加することができるということが、この運動の開放性という特徴を表していると考えられるのである。

- ・事例7：2020年1月11日東京における集会（フラワーデモ 2020 pp.52-3）
語りは長年にわたって近親（実兄）から性暴力を受けていた女性である。

①性暴力サバイバーである

[自身の被害体験（幼少期における兄からの性暴力）とその後の精神疾患]

②近親による被害に関する相談の困難さ

性暴力が被害者にもたらす影響の悲惨さ

刑法の不全

③世間の認識をかえること（そのために自分は行動する）

④なし

この発言が有するフレームの構成は基本的にこれまでのものと同様である。特徴的なのは実兄から性暴力を受けていた体験と、それを告発することの困難さに言及している点である。これによって、顕在化しない性暴力の存在が示唆されるのであるが、#Metooにおいてバンヴェニスト（cf.p.36）が抽象的な形で語ったことを、実例をもって示しているといえる。

ここまで3つのスピーチにおけるフレーム分析を行ってきた。事例の数は十分とは言えないであろうが、主要な発言として記録されているスピーチの分析により、#Metooにおける投稿と同様の傾向が明らかとなる。すなわち、カテゴリ化された主体の不在、本来的な主体の不在、構造的な原因帰属の不在である。これらより、フラワーデモは非本質主義的なフレーミングを主とする運動であるということが出来る。フレームの非本質主義は、形態におけるそれと同様、#Metooとフラワーデモに共通の性質であるといえる。環境要因が異なる両運動の政治的インパクトを決定づけたのは非本質主義的性質であることが示唆されるのである。

制度的資源の不足と非本質主義的形態及びフレーミングが明らかにされたことで、それぞれの運動が政治的帰結をもたらした経路が明らかになる。それは、多数の動員そのものが政治的な変化をもたらしたということである。公式的な組織を持たず、制度的なチャンネルも利用できない両運動は、参加者の選好を政策として具現化することができない。マッカーシーとゾールドが指摘したように、社会運動組織の役割の1つは選好を具体的な目標へと変換することであるが（McCarthy and Zald 1977 pp.1217-20）、はじめから多様な個人の緩い連帯である#Metooとフラワーデモにはそれが困難である。本章第1節で挙げた政治的成果は、いずれも政策立案者・決定者による運動の解釈を媒介したものであるといえる。そうした性質を見れば、非本質主義的で非組織的な運動は脱政治的であるとの批判も免れ得ないであろう。政治的な成功は、為政者の側にも「良心の支持者」（McCarthy and Zald 1977 p.1225）、あるいはそうでなくても大量の動員を無視

することのない者がいることが前提とされなければならないのである。これは非本質主義的連帯の弱点とも考えられる。しかし、少なくともデモクラシーにおいては大量の動員は有効であると考えべきである。また、詳細には次節で指摘するように、非本質主義的であるからこそ大量の動員が可能になったのであり、本質主義的に結びつけられた少数の強固な連帯には不可能な成功である。制度的なチャンネルが利用できないイシューに関しては、強固な組織等による具体的な目標や要求の設定は有効でないばかりか、大量の動員を妨げるのである。この場合、非本質主義による多くの動員は政治的成功のほとんど唯一の形態といえる。

なぜ非本質主義が運動を成功に結び付けたか。実証編である本章の最後となる次節でその論理的可能性が示される。

第4節 非本質主義的連帯の可能性：他言説との接合とCMCの特徴

第2節・第3節では、#Metooとフラワーデモが直接的な制度的資源を有さずに、その動員の多さによって政治的インパクトを与えたこと、またそれを可能にしたのが2つの運動に共通する非本質主義的性質にあることが示唆された。ではなぜ非本質主義的連帯が優位性を持つのか。本節は、その要因を非本質主義的言説特有の「接合の容易さ」と現代における「CMC (Computer-Mediated Communication) における発話の特徴」の2点に求める。それらが、より多くの人々にとっての集合的アイデンティティを構成することに役立ったことが考えられるのである。形態に関する考察は前節で行っているため、以下ではフレーミングに関して論を進める。これは、第1章最後に示した第3の局面にあたる。

既出のとおり、接合とはある言説が他の文脈で意味賦与され結びつく可能性である(荻野 1997 p.208)。フレームの動員力を規定する一因は社会に流通するコードなのであるから(荻野 1997 p.207)、接合の可能性が高いほど動員力は高いといえる。荻野による事例分析において示される接合は、「いじめへの対処」と「主婦肯定言説」という大きく性質の異なる2つに関するものである(荻野 1997 pp.214)。本稿では、「性被害の存在」という解釈を挟まない事実への抗議言説がいかなる解釈と結びつくか、という点に関しても接合として扱うこととする。そのため荻野による接合概念とは若干のずれが生じることがある。

上述の運動による主張とのかかわりを考慮せずに、性暴力やハラスメントを批判的に解釈する言説としていかなるものが想定され得るだろうか。ここでは仮に、①リベラリズム的言説 ②ラディカル・フェミニズム的言説 ③マルクス主義フェミニズム的言説 ④クィア理論的言説の4つとおくことにする。

①のリベラリズム的言説とは、「個人の自由を擁護する言説」としておきたい。政治思想においてリベラリズムという言葉がさすものは多様である(cf.田中 2021)。しかしここでは個人が自身の意思に基づく行為に関して干渉を受けないこと、あるいは自身の意思に拠らない行為を強制されないこと、というミルの『自由論』(2020)やバーリンの「二

つの自由概念」(1971)によって示された小さな範囲の自由を基礎的な自由として採用する。リベラリズム的言説の文脈で、性暴力及びハラスメントはいかに解釈され得るか。考え得るのは、「合意なき性交やハラスメントは、被害者個人の自由の侵害である。故にそれは不当である」という診断である。こうした言説においては、あくまで個人の自由が侵害されることが問題なのであって、その構造的要因や社会的意味については捨象される。例えば“feminism”という語が「男女同権主義」として訳されるとき、訳者は女性運動をリベラリズムの問題であると認識している可能性が高いだろう。

②のラディカル・フェミニズム的言説とは、「意識・文化における家父長制的構造を問題の原因に据える言説」として定義されるだろう(井上 2012 p.209)。この言説によれば、女性が抑圧されるのは、近代家族に根付いた男性優位の意識であり、それは個人的な問題ではない。それは私的な問題ではなく、権力関係の問題である(井上 2012 p.209)。“the personal is political (個人的なことは政治的なこと)”というスローガンはラディカル・フェミニズムによって提唱されたものである(井上 2012 p.209)この文脈においては、性暴力・ハラスメントは次のように批判され得る。「レイプやセクシュアルハラスメントは、近代家族に根付いた家父長制的意識によって生み出された。故にそれらは解体されねばならない。」家父長制的意識によって生み出された支配-従属関係が問題なのであって、個人の権利の問題に矮小化されない。また近代家族以前の、抑圧されざる女性が想定されるであろう。

③マルクス主義フェミニズムは、家父長制という基本概念をラディカル・フェミニズムと共有しながら、それを意識といういわば上部構造の問題に結びつけることをしない(cf.上野 2009)。マルクス主義フェミニズムが問題とするのは、近代資本主義社会において不可欠な再生産労働を女性が無償で担ってきたことである(井上 2012 pp.209-10)。そうした搾取の構造が女性を抑圧する。この文脈においても、資本主義以前の搾取されざる本来的な女性が想定される。この文脈における診断は次の形が想定される。「性暴力やハラスメントは、近代資本主義に特有の構造によって生じる。故にそれを解体し、家父長制以前の女性を取り戻すべきである。」構成としてはラディカル・フェミニズムのそれに類似しているが、上部構造と下部構造のどちらを重視するかで対立が生じる。

④クィア理論的言説としては、主に本稿冒頭のバトラーによるものが挙げられるだろう(cf.p.4)。主に「ジェンダー・セックス・セクシュアリティの構築性を主張する言説」として定義する。カテゴリ化された性別は自然に存在するものではなく、すべて言説によって構築されているとされる(バトラー 2018)。性別のカテゴリの必然性を解体するものであるから、②③のフェミニズム言説とは親和性が低いと考えられる。この文脈における診断の一例は次のようになると考えられる。「性暴力・ハラスメントを作り出す抑圧は、そもそも二元的な性と強制的異性愛を構築する権力関係が存在するからである。」バトラーのような構築性とその解体不可能性を主張する立場にとって、「何をすべきか」という点に応えることは困難であるが、診断は以上のようになされると考えられる。

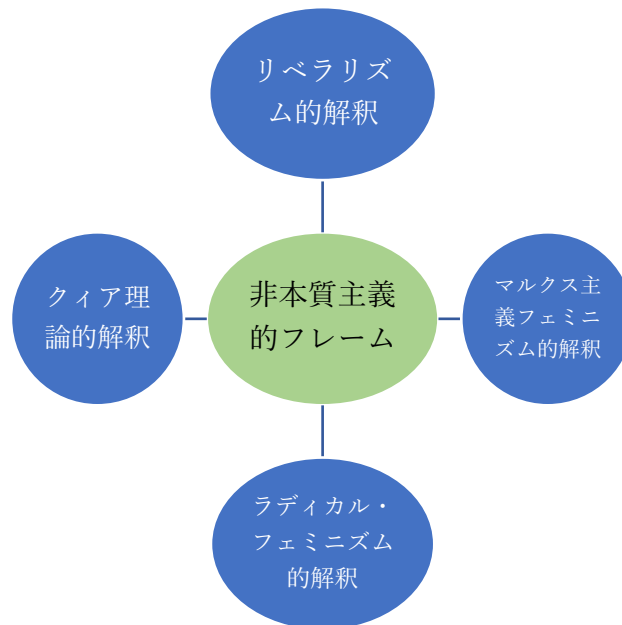
ここまで、それぞれの言説において考え得る性暴力・ハラスメントの解釈を見てきた。

では、#Metoo やフラワーデモの非本質主義的フレーミングは、どの言説と接合可能なものであろうか。それらのフレームの要点は、「性暴力やハラスメントの経験を語ること」「声をあげてことを求めること」だろう。①リベラリズム的言説によっては、性暴力が不当であることは認識されているから、経験を語り告発することは正当化される。また、声を上げるという活動は、権利運動として解釈可能である。また、②③のフェミニズム運動でとらえきれない、LGBTQ の人々における性暴力等の告発とも親和性が高い。②ラディカル・フェミニズムの文脈では、声を上げた人々は「家父長制的意識への抵抗」を行っているのであり、運動は支配－従属関係を顕在化させ解体を目指す試みとして正当化される。③マルクス主義フェミニズムにおいても同様に、運動が示した性暴力・ハラスメントの不偏的な存在は、家父長制的資本制の問題を浮かび上がらせるものとして解釈可能である。④クィア理論的言説の場合、言説による構築を解体することは不可能であっても、その権力関係を明らかにするという点において運動を肯定することが可能である。また、リベラリズムと同様、LGBTQ の人々をも包摂することが可能である。以上、概括的にではあるが、#Metoo とフラワーデモに見られる非本質主義的フレーミングが、いずれの言説とも接合しうることが確認された。それぞれによって付与された意味は互いに対立するものである。しかし、非本質主義的なフレーミングを介することによって、いずれの立場をとる人も同一の運動に包摂され得るのである。

こうした接合は、前節において指摘したフレーミングの不在及び不完全さによって可能となっている。スメルサーの枠組みにおいて、集合行動は不確定な状況の再構成によって導かれるが（スメルサー 1973; Smelser 1998）、その再構成は必ずしも動員する側によって行われる必要はないのである。運動に参入する側が、自らのとる枠組みを以て再構成することを可能にする点において、非本質主義的フレームは優位にあるのである。この場合、運動と言説は図3の模式図に要約される。

しかしここで一つの重大な疑問が生じる。それは、集合的アイデンティティは構成されているのか、というものである。メルッチによって示されたように、あらゆる社会運動理論は集合的アイデンティティの存在を前提にしている。また、それが構成されるプロセスを分析することによってはじめて社会運動の姿が明らかになるのである（メルッチ 1997; cf. 第1章第4節）。非本質主義的フレームや経験を、それぞれの立場から解釈し自らの文脈に位置づけるという作業は、一見してそれぞれのアイデンティティが構成される過程に過ぎない。運動に参加しているとみなされる成員全体を包摂するようなアイデンティティは作られていないのではないか。そうであれば、そのような運動を社会運動として位置づけることが困難であり、既存の社会運動論の枠組みに立ち戻ってしまうことになる。

図3 非本質主義的フレームを中心とした運動の模式図



出典：筆者作成

しかし、こうした予測される問題は、運動の成員及び運動を外側から見ている社会の成員にとっても観察困難であり、それゆえ問題とならない。上の図3において、社会運動の行為主体による言説として表出するのは非本質主義的フレームのみである。その周囲に同心円状に並ぶのは、あくまで行為主体個人がとりうると想定される立場である。いずれの立場をとる人も、#Metoo やフラワーデモにおける非本質主義的フレームを通じてでしか同じ運動に属する人々の存在を認識しない。そのため人々は、他者がとりうる立場の如何に関わらず、自らと同じ立場で同じ運動に参加していると想定することが可能なのである。これは社会と運動の関係にとっても同様である。

非本質主義的フレームによっては、実体的で一貫した集合的アイデンティティは形成されることはない。それは常に動員されようとしている人とフレームの間で、あるいは発話を行う運動の構成員と社会との間で、別の姿で構成され続けているのである。しかしそれを個々の行為者は観察することができない。そのため、自らを、実体としては存在しない集合に同一化させ、集合的アイデンティティとして認識しているのである。具体的な例を示せば、マルクス主義フェミニズム的な立場をとる人々にとって、#Metooに参加する人はすべて、家父長制的資本制に抑圧された「女」であり、本来の女の回復を目指す人々である。一方リベラリズム的な立場をとる人々にとっては、運動の成員はすべて等しく権利を持つ「人間」である。このような不可能な両立を可能であるかのように見せるのが非本質主義的な連帯なのである。ここでは、集合的アイデンティティが個々人において形成されるという一見して矛盾した事態が存在しうるのである。

こうした状況は、本稿が理論編において重要性を示した相互作用という観点からはど

のように捉えられるべきか。第 1 に、2 つの運動がともに変革の対象とする性暴力およびセクシュアルハラスメント等が問題として認識されるには、行為主体たる諸個人間及び、社会に流通する言説との相互作用が必要である。あらゆる立場をとる人々がともに動員されて、ある単一の問題がそれ自体変革の主題となるには、問題が非本質主義的言説を通じて抽出されなければならない。リベラリズム的立場をとる人々にとって問題であるのは権利あるいは自由の侵害であるし、マルクス主義フェミニズムにとって重要なのは家父長制的資本制である。いずれかの立場一つが、非本質主義的言説を媒介せずに行為主体となるならば、性暴力等がそれ自体問題として認識されることはない。それらは自由や家父長制といった枠組みに自動的に組み込まれ、根本的な要因が生み出した帰結としてしかとらえられないことになる。異なる立場をとる人々どうしが、非本質主義的言説を媒介して相互に連帯し、その集団が社会における性暴力という現実に対して働きかけることによって、性暴力やハラスメント自体がはじめて問題として規定されるのである。

第 2 に、性暴力やハラスメントという、それぞれの立場において解釈可能な現実が、それに抗議するものとしての行為主体のアイデンティティを形成している。性暴力等は、行為者それぞれの立場において解釈されることで人々を動員する。それとともに、非本質主義的言説を媒介することにより、性暴力等の現実は共有された問題として異なる立場をとる人々を接続し、一つのアイデンティティを形成する。

このように、2 つの運動においては、問題の規定及び行為主体のアイデンティティ形成という過程において相互作用が働いている。作用しあうのは、異なる立場をとりながら運動に参加する諸個人、性暴力やハラスメントという社会における現実、そして集合としての行為主体である。それらは、非本質主義的言説を通してでなければ相互に作用し得ない。非本質主義が行為主体の集合的アイデンティティ形成、そして問題の規定においても決定的な役割を持つのである。

このような事態は、いつの時代にも当てはまったとは言えない。なぜなら、上記のような集合的アイデンティティの錯覚が起きるためには、行為主体による発言が本人の性質及び意図から切り離されなければならないからである。ある一見非本質主義的な発言がなされたとしても、それがマルクス主義フェミニストによるもの、あるいはリベラルによるものであると広く知れ渡れば、その発言はもはや上述のような機能を果たさないであろう。言説が言説それ自体として拡散されていく状況が必要なのである。それが構築されたのは直近 30 年程度であると推測される。大きな役割を果たしたのがインターネットおよび CMC (Computer-Mediated Communication) の普及である。

北田暁大は、ised 倫理研における講演「ディスカルス (倫理) の構造転換」において、CMC の特徴の 1 つとして、「コンテキストの非共有」(北田 2010 p.157)を挙げている。CMC においては、マスメディアに見られるような意図と非意図の区別を権威的に行う審級が失われているため、様々な価値観や行為の様式が衝突してしまうというのである(北田 2010 p.157)。すなわち、CMC における発言は、時として本人の意図とは無関係

に、無限にコンテキストの中に編み込まれていくと解釈することができる。実際、ツイッター上で #Metoo と検索すると表示されるのはそのハッシュタグを共有するポストのみであり、それがいかなるコンテキストにおいて、何を意図して発せられたものかを伺い知ることはできない。意図と非意図の区別すなわちコンテキストの構築は、最初の発話者ではなく、それをコンテキストの中に組み込む行為者それぞれによって、逐次行われるのである（北田 2010 p.159）。これはオンライン上の発言に限られたことではない。CMC が大きな役割を果たす現代において、現実における発言がオンライン上に入り込むことは珍しくない。たとえ CMC を全く行わない人が存在するとしても、その人物の発言は、CMC においてコンテキストに位置づける作業を無限に受けることがあり得るのである。CMC はもはや現代社会を否定なしに規定する。

このように、非本質主義的な連帯は、CMC が作り出すコンテキストの逐次構築性によって可能になっていることが分かる。現代において、制度的資源の不足するイシューに関して、非本質主義的連帯は最も有効な社会運動形態なのである。

第2章実証編の分析について、以下のように要約することができるだろう。

#Metoo とフラワーデモの行われたアメリカと日本は異なる機会構造を持ちながらも、両運動はともに政治的インパクトの生起に成功した。共通する要因とは、非本質主義的形態およびフレーミングである。CMC における境界なきの逐次的コンテキスト構築によって規定された現代において、非本質主義は、それが媒介する相互作用により、異なる立場・アイデンティティを有する人々に、あたかも同一の実体的な集合的アイデンティティを持つかのような錯覚を引き起こすことによって連帯を可能にした。それが大規模な動員に繋がり、政治的なインパクトを与えたのである。

終章 非本質主義的運動によって明らかにされる権力関係

本稿ではここまで、第1章の理論編および第2章の実証編を通して、非本質主義的連帯の可能性を示そうと試みてきた。本章では、これまでの議論のまとめ、及び非本質主義的社会運動がいかなる意味を持つのかについて若干の議論を付け加え、終章としたい。

第1章は、相対的剥奪論にはじまり、その批判者である資源動員論および政治的機会構造論、そしてメルッチのアイデンティティ理論に至るまで、それぞれを批判的に検討することを試みた。それぞれの理論は、運動の意味自体を明らかにする「集合行動論」と動員の過程と帰結を明らかにする「動員論」の系譜に分断されていたが、そのことが現代における社会運動の全体像を正確に捉えることを妨げるとして、統合を試みた。その結果、本稿のような社会運動の帰結を問題にする研究においても、不平不満や行為者のアイデンティティが構成される過程をとらえることが必要であることが示された。動員の過程とは行為者の集合的アイデンティティ構成の過程に他ならないからである。さらに、運動のインパクトは、動員のみならず外部の機会構造とのかかわりにおいて規定されることが示されたが、それを国家に固有の静的なものとしてとらえることはできないことも示唆された。イシュー等の性質によって、政治的機会構造は変化しうるからである。こうして示された社会運動の規定因を、実証研究に組み込むための方法として、政治的機会構造論とフレーム分析を組み合わせた手法の可能性が示された。

第2章においては、#Metoo 運動とフラワーデモを取りあげ、非本質主義的連帯の優位性を実証的に示そうと試みた。実証は主に2段階で構成される。第1の段階は、制度的資源の不足を示すことによって、運動の性質が重要な決定因であることを示すものである。第2の段階で、そうした性質の内、非本質主義的形態及びフレーミングが共通の要因であることが示された。また、そうした運動の非本質主義は CMC によって規定される現代社会において特に有効であり、仮想的な集合的アイデンティティの構成を可能にする役割を果たしていることも示唆された。それによって大規模な動員と政治的インパクトの大きさを可能にしているのである。

本稿は、集合行動論と資源動員論を理論的に統合し、そこにアイデンティティの理論を組み込んで実証研究に適用する試みであった。それは、現代における社会運動の様相を適切に捉える上で不可欠な作業である。しかし、2つの理論的系譜は分析対象の違いによって分化していたのであり、それによって実証研究を明確かつ容易にしていたとも考えられる。それらを統合し、複雑化した社会と運動をありのまま捉えようとする試みは、理論的蓄積が不十分であるために困難である。それゆえ本稿は多くの課題を残すこととなった。最も重要と思われるのが、理論編と実証編の接続である。多くの割合を理論的検討にあてているが、その成果を十分に実証において示せているとは言えないだろう。特に、「相互作用」に関して、直接的に示せているかどうかは不確かであり、最終的には抽象的な考察に委ねられている。フレーム分析の採用も含め、実証の手法はさらなる検討に値する。

本稿が明らかにしたのは、既存の社会運動論が、一方は構造、他方は組織経営という一面的な枠組みにとらわれ、複雑化した社会と運動をありのままにとらえることができないということである。今後の研究においては、理論的な分断を乗り越えるとともに、それを適切な実証研究の手法と接続させることが求められる。

ここで、非本質主義的連帯が社会においてもつ意味について若干の考察を論じ、本稿の最後とする。本稿の主題は運動の帰結であるが、集合行動論が明らかにしようとしてきた運動の意味について触れておくことには意義があると思われる。非本質主義的な連帯が持つ意味とは、権力関係の存在を明らかにすることである。メルッチは、複合社会における社会運動とは、内的自然への権力の浸透に対する抵抗の試みであるとした（メルッチ 1997 p.66）。それが家父長制的資本制に由来するのか、あるいは家父長制的意識に由来するのか、またどれでもないのかについては、非本質主義的な運動が示すことはできない。しかし、それが存在することを示すには、非本質主義的な語りが最も適している。マルクス主義的フェミニズムやラディカル・フェミニズムといった言説が行うのは、あくまで権力の由来を「説明」することである。その大きな語りはすべてを説明できるかもしれないが、権力関係が実際に存在していることを示すことは困難である。非本質主義的で、純粋に経験をかたる行為は、その大きな連鎖によって自ずと権力関係の存在を示すのである。ある文脈において主体（subject）化することは、それを規定する権力に従属する(subject)することに他ならない（cf. フーコー 1977）。非本質主義的言説によって運動の行為主体となることは、主体化されることではない。「女」や「男」として主体化されることは、その権力関係に規定されたカテゴリを受け入れることである。非本質主義的連帯は、そうした主体化＝従属化を巧妙に避けながら権力関係を示し、抵抗を可能にするのである。

文献リスト

日本語文献

- ・飯尾潤（2007）『日本の統治構造』中公新書
- ・井上輝子 et al. (2006) 「ウーマンリブの思想と運動－関連資料の基礎的研究」『東西南北：和光大学総合文化研究所年報 2006』 pp.134-158
- ・井上匡子（2012）「フェミニズムと政治理論－寄与と挑戦」川崎修・杉田敦編『現代政治理論』有斐閣 pp.201-24
- ・上野千鶴子（2009）『家父長制と資本制』岩波現代文庫
- ・荻野達史（1998）「集合行為フレームの動員潜在力分析－コードの歴史的記述分析とその含意」日本社会学会 3 編『社会学評論』 49(2) pp.206-220
- ・川嶋周一（2014）「フランス」網谷隆介 et al.編『ヨーロッパのデモクラシー』ナカニシヤ出版 pp.103-43
- ・北田暁大（2010）「ディスクルス（倫理）の構造転換」東浩紀・濱野智史編『情報社会の倫理と設計－倫理編』河出書房新社
- ・木谷智子・岡本裕子（2018）「自己の多面性とアイデンティティの関連－多元的アイデンティティに着目して」日本青年心理学会編『青年心理学研究』 2018-29-2 pp.91-105
- ・キムリッカ、ウィル（田中拓道訳）（2005）「フェミニズム」『現代政治理論』日本経済評論社 pp.541-614
- ・栗原涼子（2018）『アメリカのフェミニズム運動史』彩流社
- ・厚生労働省（2014）「過労死等防止対策推進協議会委員名簿」
- ・コノリー、ウィリアム・E(杉田敦 et al.訳)（1998）『アイデンティティ/差異－他者性の政治』岩波書店
- ・塩原勉（1989）「資源動員論と集合行動論の関係」塩原勉編『資源動員と組織戦略－運動論の新パラダイム』新曜社 pp.3-10

- ・ 神明正道 (1974)『社会学における行為理論』 恒星社厚生閣
- ・ 自民党政務調査会 (2020)「性犯罪・性暴力対策の抜本的強化を求める緊急提言」
- ・ スメルサー、 ニール J(会田彰・木原孝訳) (1973)『集合行動の理論』 誠信書房
- ・ セン、アマルティア (大門毅・東郷えりか訳) (2011)『アイデンティティと暴力ー運命は幻想である』 勁草書房
- ・ 総務省 (2021)『令和 3 年版 情報通信白書』
- ・ 曾良中清司 (1998)『社会運動の基礎理論的研究』 成文堂
- ・ 田中拓道 (2021)『リベラルとは何か』 中公新書
- ・ 高坂健次 (2009)「<研究ノート>相対的剥奪論再訪(一)ー『アメリカ軍兵士』」『関西学院大学社会学部紀要』 108 号 pp.121-32
- ・ デュベ、フランソワ (山下雅之 et al.訳) (2011)『経験の社会学』 新泉社
- ・ デュルケーム、エミール (田原音和訳) (1971)『社会分業論』 筑摩書房
- ・ トゥレーヌ、アラン (大久保敏彦 et al.訳) (1974)『行動の社会学』 合同出版
- ・ 中村督 (2018)「68 年 5 月の神話化に関する一考察」 南山大学地域研究センター編『「1968 年」再訪「時代の転換期」の解剖』 行路社
- ・ バトラー、ジュディス (竹村和子訳) (2018)『ジェンダー・トラブル』 青土社
- ・ バトラー、ジュディス (竹村和子 et al.訳) (2021)『問題=物質となる身体』 以文社
- ・ ハーバーマス、ユルゲン (丸山高司 et al.訳) (1987)『コミュニケーション的行為の理論 (下)』 未来社
- ・ バーリン、アイザイア (小川晃一 et al 訳) (1971)「二つの自由概念」『自由論』 pp.295-390 みすず書房
- ・ 濱西栄司 (2016)『トゥレーヌ社会学と新しい社会運動理論』 新泉社
- ・ 樋口直人 et al. (1998)「政治的機会構造と文化的フレーミングの統合モデルをめざしてー戦後日本の住民運動の盛衰と抗議レパトリーを事例としてー」『徳島大学社会科学研究第 16 号』

- ・フーコー、ミシェル（田村俣訳）（1977）『監獄の誕生－監視と処罰』新潮社
- ・フーコー、ミシェル（渡辺守章訳）（1986）『性の歴史Ⅰ 知への意志』新潮社
- ・フラワーデモ（2020）『フラワーデモを記録する』etc. books
- ・フラワーデモ（2021）活動趣旨ビラ「フラワーデモ」
- ・フラワーデモウェブサイト <https://www.flowerdemo.org/>（参照 2021 年 12 月 29 日）
- ・ヘーゲル、G.W.F.（長谷川宏訳）（1994）『歴史哲学講義（上）』岩波文庫
- ・法務省（2021a）「法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会 第 1 回会議 議事録」
- ・法務省（2021b）「性犯罪に関する刑事法検討会 委員名簿」
- ・法務省（2021c）「法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会委員党名簿」
- ・法務省（2021d）「開催に当たって各委員から提出された自己紹介及び意見」
- ・保坂直人（2011）「社会運動に参加する行為者の分析：A.メルッチの集合行動論を通じて」『学校教育学研究論集（24）』pp.29-40
- ・毎日新聞（2021）「特集ワイド『幸せそうな女性』を憎む社会『小田急線刺傷事件』生む構図 作家、柚木麻子さんに聞く」9 月 22 日東京夕刊
- ・マルクス、K.・エンゲルス、F.（大内兵衛・向坂逸郎訳）（1951）『共産党宣言』岩波文庫
- ・ミル、ジョン＝ステュアート（関口正司訳）（2020）『自由論』岩波文庫
- ・ムフ、シャンタル（酒井隆史・篠原雅武訳）（2008）『政治的なものについて』明石書店
- ・メルッチ、アルベルト（山之内靖 et al. 訳）（1997）『現代に生きる遊牧民』岩波書店
- ・ヤング、アイリス・マリオン（飯田文雄 et al. 訳）（2020）『正義と差異の政治』法政大学出版局
- ・冷泉彰彦（2018）「政局動かし始めた『#MeToo 運動』社会に広がるバックラッシュ」『ジャーナリズム 334 号』朝日新聞出版
- ・レイプハルト、アレンド（粕谷祐子・菊池啓一訳）（2014）『民主主義対民主主義：多

数決型とコンセンサス型の 36 カ国比較研究』勁草書房

- ・日本労働組合総連合会運動企画局（2021a）「#多様な社会運動 ～新たな時代を切り拓く～」 <https://www.jtuc-rengo.or.jp/digestnews/monthly/6544>

（参照 2021 年 12 月 10 日）

- ・日本労働組合総連合会（2021b）『月刊 連合』No.386
- ・日本労働組合総連合会（2021c）「プレスリリース『多様な社会運動と労働組合に関する意識調査 2021』」 <https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20210427.pdf?25>

（参照 2021 年 12 月 9 日）

英語文献

- ・Burke, Tarana (2021) *Unbound: My Story of Liberation and the Birth of the Metoo Movement*, MACMILLAN
- ・CNN（2017）"#Metoo: Social media flooded with personal stories of assault" <https://edition.cnn.com/2017/10/15/entertainment/Metoo-twitter-alyssa-milano/index.html>（参照 2021 年 12 月 25 日）
- ・David A. Snow; E. Burke Rochford, Jr.; Steven K. Worden; Robert D. Benford（1986）"Frame Alignment Processes, Micromobilization, and Movement Participation" *American Sociological Review*, Vol. 51, No. 4. (Aug. 1986), pp. 464-81
- ・David A. Snow; Robert D. Benford (2000) "Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment" *Annual Review of Sociology 2000, Vol. 26*, pp. 611-639
Annual Reviews
- ・Fireman, Bruce; Gamson, William A. (1977) "Utilitarian Logic in the Resource Mobilization Theory" *CRSO Working Paper #153 (Revised Version)*, University of Chicago Center for Research on Social Organization
- ・Goffman, Erving(1986) *Frame Analysis : an essay on the organization of experience*,

Northeastern University Press

- Gurr, Ted Robert (1971) *Why Men Rebel* Princeton University Press
- Kerr, William R. ; Lincoln, William F.; Mishra, Prachi (2011) "The Dynamics of Firm Lobbying" National Bureau of Economic Research *NBER Working Paper Series*
- Kitschelt, Herbert P.(1986) "Political Opportunity Structures and Political Protest: Anti-Nuclear Movements in Four Democracies " *British Journal of Political Science*, Jan., 1986, Vol. 16, No. 1 (Jan. 1986), pp. 57-85
- McLuhan, Marshal (1964) *Understanding media : the extensions of man*, London : ARK Paperback
- Melucci, A., "The New Social Movements: A Theoretical Approach" *Social Science Information* 19(2) pp.199-266
- Melucci, A. *Challenging codes: Collective action in the information age*, Cambridge University Press.
- McCarthy, John D.; Zald ,Mayer N.(1977) "Resource Mobilization and Social Movements; A Partial Theory " *American Journal of Sociology* Vol. 82, No. 6 (May,1977), pp. 1212-1241 The University of Chicago Press
- McDonald, Kevin(1999) *Struggles for Subjectivity*, Cambridge, Cambridge University Press
- McDonald, Kevin(2004) "Oneself as Another: From Social Movement to Experience Movement " *Current Sociology*,52(4), pp.575-93
- Stouffer, Samuel A. et al. (1974) *The American soldier: adjustment during army life*, New York: Arno Press
- Olson, Mancur (1965) *The logic of collective action : public goods and the theory of groups*, Cambridge, Mass. : Harvard University Press
- Olson, Mancur (1990) "Free Riders and Free Markets" in Reishman, David eds,

Theories of Collective Action, Macmillan

- Smelser, Neil. J (1998, c1962) *Theory of collective behavior*, London Routledge
- Tuerkheimer, D. (2019). Unofficial Reporting in the #Metoo Era. University of Chicago Legal Forum, 2019, 273-298.

SNS における投稿

- Benvineste, Alexis (2017/10/16)

<https://mobile.twitter.com/apbenven/status/919902089110872064>

(参照 2021 年 12 月 28 日)

- Biles, Simone(2018/01/16)

https://mobile.twitter.com/Simone_Biles/status/953014513837715457

(参照 2021 年 12 月 28 日)

- Maroney, Mckayla(2017/10/18)

<https://mobile.twitter.com/McKaylaMaroney/status/920548528870400001>

(参照 2021 年 12 月 28 日)

- Milano, Alyssa(2017/10/16)

https://mobile.twitter.com/Alyssa_Milano/status/919659438700670976?ref_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Etweetembed%7Ctwterm%5E919659438700670976%7Ctwgr%5E%7Ctwcon%5Es1_&ref_url=https%3A%2F%2Fwww.ellegirl.jp%2Fceleb%2Fa58192%2Fc-alyssa-milano-me-too-america-ferrera-sexual-assault-17-1018%2F

(参照 2021 年 12 月 28 日)

データベース等

- 朝日新聞記事データベース 「聞蔵Ⅱ ビジュアル」(一橋大学附属図書館 My Library 経由)